

第3期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画

(案)

令和7年1月

隠岐の島町

目 次

1. 計画策定の目的と位置づけ	1
1-1. 計画策定の目的	1
1-2. 計画の位置づけ	1
1-3. 計画の期間と検証	1
1-4. 計画の対象	1
2. 隠岐の島町の子ども・子育てをとりまく現状	2
2-1. 人口の推移と将来予測	2
2-2. 出生の動向	3
2-3. 就学前人口の推移と予測	3
2-4. 子どものいる世帯数の推移	4
2-5. ひとり親世帯数の推移	4
2-6. 女性の就労状況	5
3. ニーズ調査の結果からみる隠岐の島町の子育てに関する実態・意向	76
3-1. ニーズ調査の概要	6
3-2. 調査結果の概要	7
(1) 就学前児童の保護者向け調査	7
(2) 小学生児童の保護者向け調査	19
(3) 妊婦（母子健康手帳交付者）調査	26
4. 計画の基本方針	33
4-1. 基本理念	33
4-2. 基本目標・取り組み方針	33
5. 施策の展開	34
(1) 安心して子育てできる体制（地域）づくり	34
(2) 健やかに産み育てる環境づくり	34
(3) 健やかに成長できる教育環境づくり	34
(4) 安心安全なまちづくり	34
(5) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	35
6. 子ども・子育て支援事業計画	36
6-1. 教育・保育の提供区域	36
6-2. 教育・保育施設等の量の見込みと確保方策	36
(1) 1号認定（3～5歳：教育希望）	37
(2) 2号認定①（3～5歳：保育の必要な事由に該当するが教育希望）	37
(3) 2号認定②（3～5歳：保育希望）	38
(4) 3号認定（0～2歳：保育希望）	38

6-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	39
(1) 利用者支援事業	40
(2) 時間外保育事業（延長保育）	41
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	42
(4) 子育て短期支援事業	43
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	44
(6) 養育支援訪問事業	45
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	46
(8) 一時預かり事業	47
(9) 病児・病後児保育事業	48
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	49
(11) 妊婦健康診査	50
(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	51
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	51
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	52
(15) 子育て世帯訪問支援事業	52
(16) 児童育成支援拠点事業	53
(17) 親子関係形成支援事業	54
(18) 妊婦等包括相談支援事業	55
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	56
(20) 産後ケア事業	57
 7. 子ども・子育て支援の推進に向けて	58
(1) 家庭の役割	58
(2) 地域の役割	58
(3) 事業所等の役割	58
(4) 行政及び保育、教育、子ども・子育て支援事業の実施主体の役割	58
 資料編	59
(1) 隠岐の島町子ども・子育て会議設置要綱	59
(2) 隠岐の島町子ども・子育て会議委員名簿	61
(3) 計画の策定経過	62

1. 計画策定の目的と位置づけ

1-1. 計画策定の目的

急速な人口減少と少子化を背景に、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、国においては、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て 3 法を制定し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援は新制度に移行しました。

これに伴い、市町村には 5 年間を計画期間とする教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、隠岐の島町においても平成 26 年度に平成 27～令和元年度を計画期間とする「隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画（第 1 期計画）」を、令和元年度に令和 2～6 年度を計画期間とする「第 2 期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新制度に対応した幼児期の教育・保育の量的・質的確保と地域における子育て支援の充実を図ってきました。

しかしながら、依然として子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化、また子育て世帯の暮らしのあり方の多様化が進展する中、子育て世帯のニーズに合致した教育・保育の受け皿確保や子育て支援のより一層の充実が求められています。

令和 5 年 4 月には、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。「こども基本法」は次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども施策を社会全体で総合的かつ協力を進めていくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育て支援対策は新たな段階へと進んでいます。

隠岐の島町の子どもとその親が、いつまでもこの地で幸せに暮らし続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的かつ確実に推進していくことを目的に「第 3 期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として定める教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画であり、年度ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画です。

また、本計画は「第 2 次隠岐の島町総合振興計画」を上位計画とし、「隠岐の島町総合保健福祉計画」（平成 28 年策定）に位置づけられていた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を引き継いで内包する計画とし、関係する諸計画と整合・連携を図り策定します。

1-3. 計画の期間と検証

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間として策定します。

なお、本計画の進捗状況については、隠岐の島町子ども・子育て会議において毎年度検証を行うとともに、必要に応じて事業計画の見直しを行います。

1-4. 計画の対象

本計画は、本町に在住する妊婦、概ね 18 歳までの子ども及びその家庭、地域、事業所、関係機関、行政等、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体を対象とします。

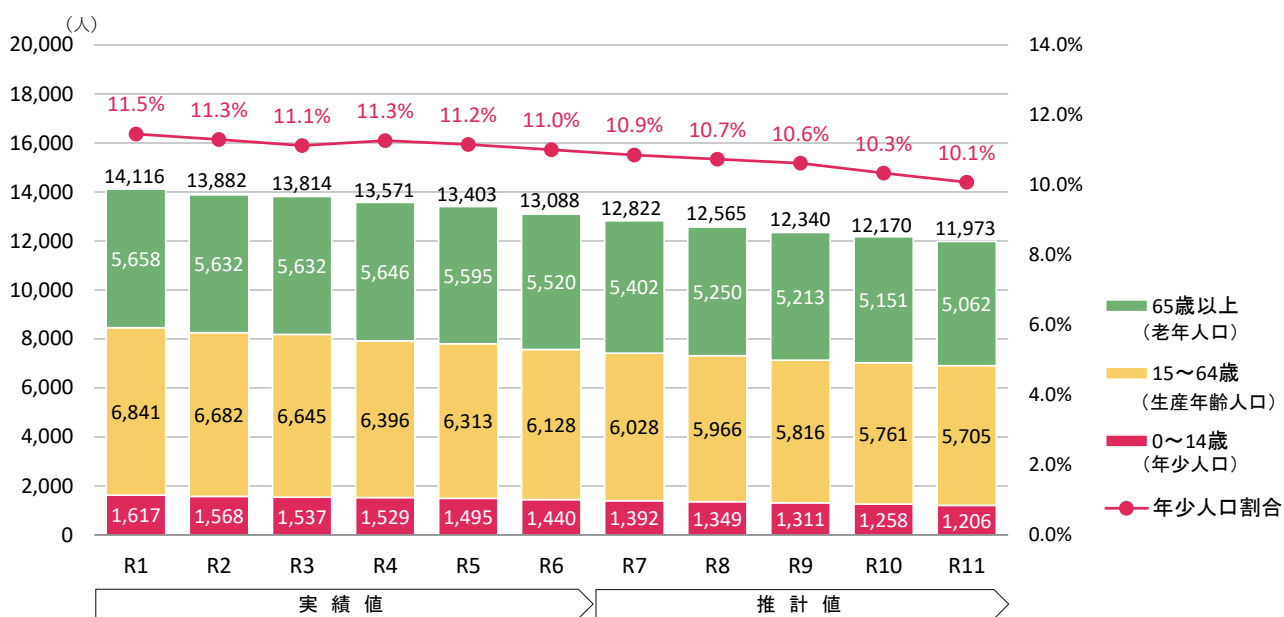
2. 隠岐の島町子ども・子育てをとりまく現状

2-1. 人口の推移と将来予測

本町の人口は、減少が続いており、令和6年では13,088人となっています。年齢3区分ごとにみると、65歳以上人口が緩やかに減少する一方で、15～64歳までの生産年齢人口と0～14歳までの年少人口の減少が大きく、少子高齢化が進行しています。

コーホート変化率法を用いた今後の人口推計では、令和11年までの5年間で総人口は約1,100人、年少人口では約200人減少し、年少人口の割合は10%程度まで減少することが見込まれています。

【年齢3区分別人口の推移と予測】



資料／R1～R5：住民基本台帳（各年4月1日現在）
R6～R11：コーホート変化率法による推計結果

〈コーホート変化率法による人口推計〉

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推計する手法です。

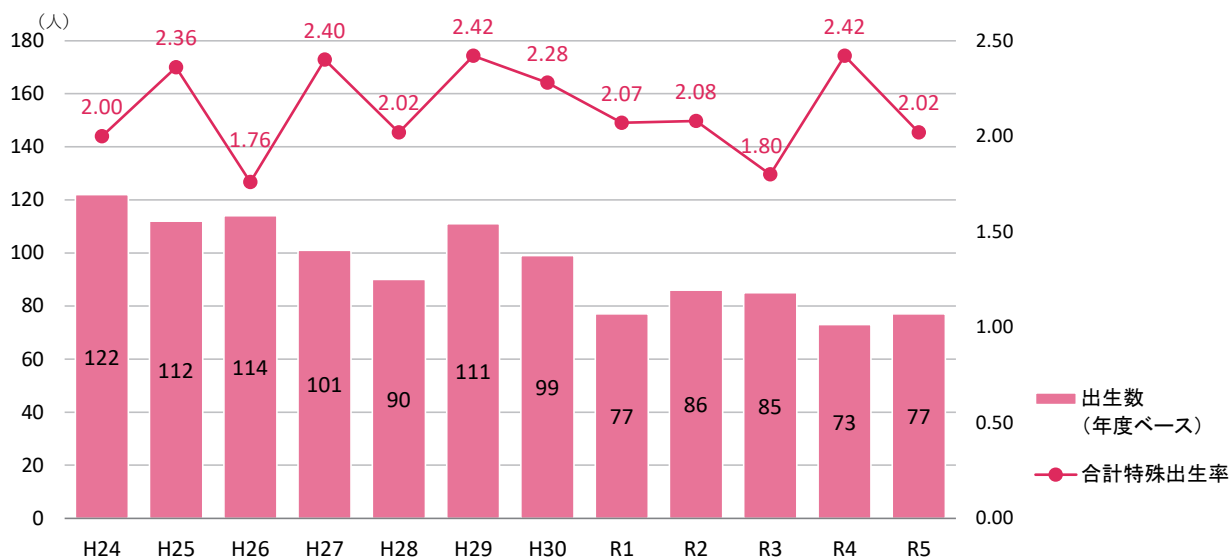
本計画における人口推計については、令和4年から令和5年にかけての変化率と、令和5年から令和6年にかけての変化率の平均を用いて推計を行っています。

2-2. 出生の動向

本町の出生数は、平成 30 年までは概ね 100 人前後で推移していましたが、令和元年以降は 80 人前後で推移しています。

合計特殊出生率は、その年における世代別の女性人口により大きく変動するため、短期的な変動に一喜一憂する性格のものではありませんが、全国でも高水準である島根県の中でも高い状態が維持されており、近年はほぼ人口置換水準を上回っていることから、極端に妊娠・出産を控える傾向にはなっていないことが推察されます。

【出生数と合計特殊出生率の推移】

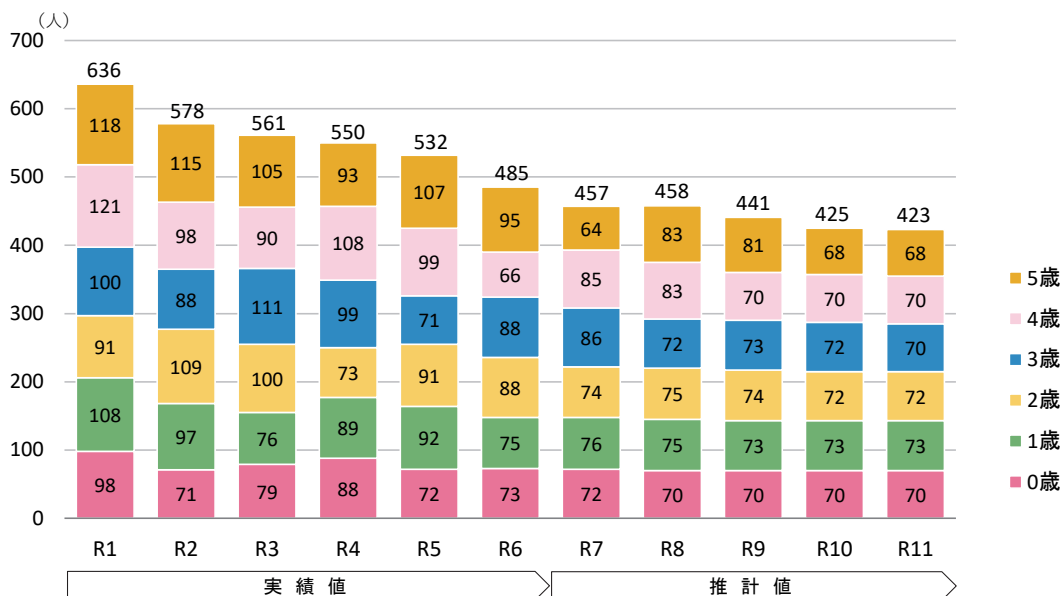


資料／町資料

2-3. 就学前人口の推移と予測

本町の就学前人口は、令和元年から令和 5 年までの 5 年間で約 100 人減少しています。コーホート変化率法による将来推計では、今後は 470～480 人前後で横ばいに推移することが見込まれています。

【就学前人口の推移と予測】



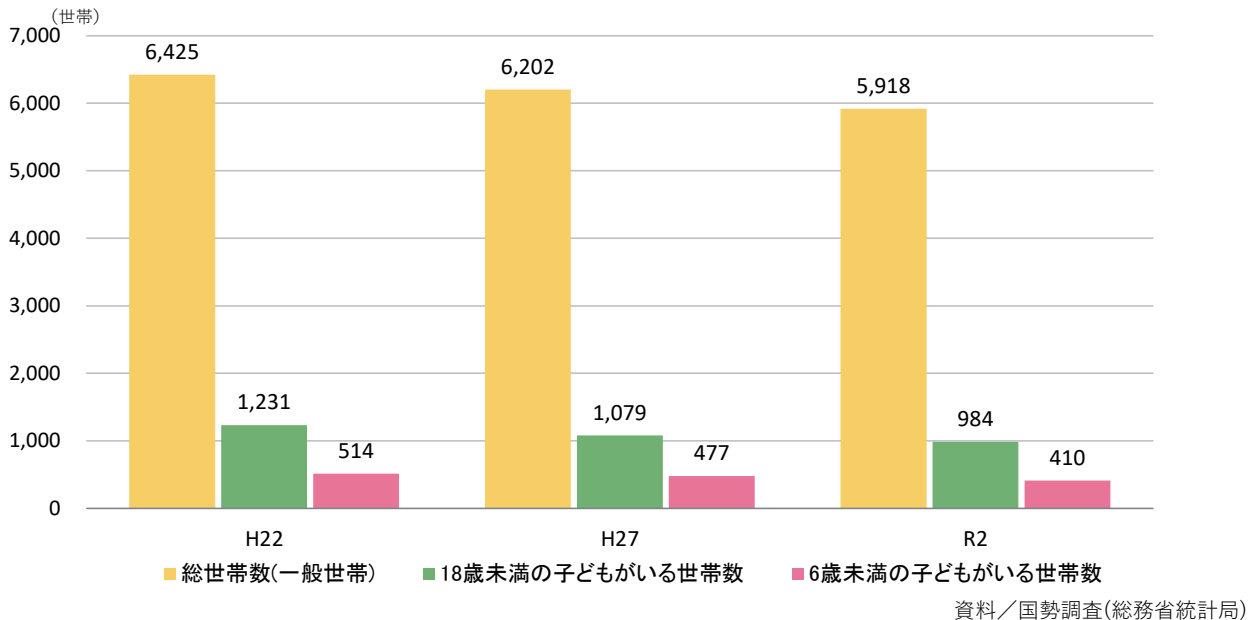
資料／R1～R6：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

R7～R11：コーホート変化率法による推計結果

2-4. 子どものいる世帯数の推移

人口減少に伴い世帯数も減少しています。平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で総世帯数は約 507 世帯減少しており、減少した世帯のうちの約半数にあたる 247 世帯は 18 歳未満の子どもがいる世帯となっています。

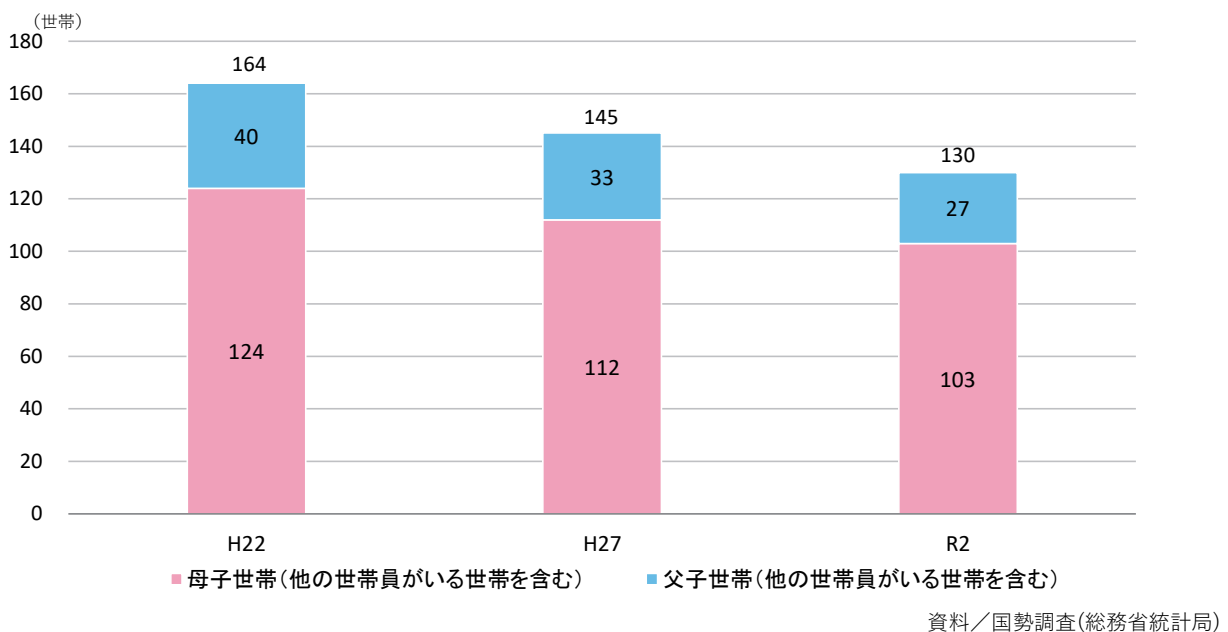
【総世帯数と子どものいる世帯数の推移】



2-5. ひとり親世帯数の推移

世帯数が減少する中、ひとり親の世帯数も減少傾向にあり、令和 2 年時点では、母子世帯が 103 世帯、父子世帯が 27 世帯となっています。

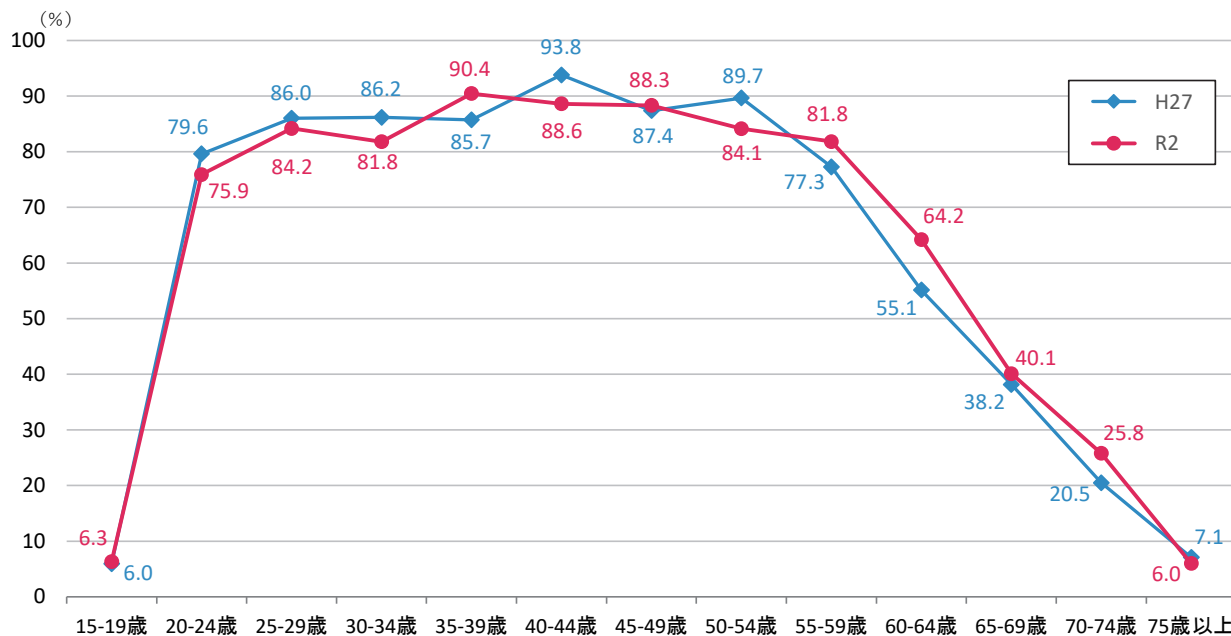
【ひとり親世帯数の推移】



2-6. 女性の就労状況

本町の女性の年齢階級別就業率を平成27年度と令和2年で比較すると、20歳代～30歳代前半、40歳代前半で就業率が下がっており、婚姻・出産・子育て期の女性の就労を支援する取組が求められています。

【女性の年齢階級別就業率】



資料／国勢調査(総務省統計局)

3. ニーズ調査の結果からみる隠岐の島町の子育てに関する実態・意向

3-1. ニーズ調査の概要

第3期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子どもの生活実態や子育て支援に関する要望、意見等を把握するとともに、今後5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出することを目的に、計画の対象となる子どもの保護者及び母子健康手帳の交付を受けている妊婦の方を対象にニーズ調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

● 調査対象

- ①就学前児童の保護者向け調査
 - ・就学前の児童のいる全世帯：570 世帯
- ②小学生児童の保護者向け調査
 - ・小学生の児童のいる全世帯：642 世帯
- ③妊婦(母子健康手帳交付者)調査
 - ・母子健康手帳の交付を受けている妊婦の方：61 人

● 調査時期

令和6年2月

● 調査方法

- ①就学前児童の保護者向け調査
 - ・保育所・認定こども園を通じた配布・回収（未就園世帯は郵送による配布・回収）
- ②小学生児童の保護者向け調査
 - ・小学校を通じた配布・回収
- ③妊婦(母子健康手帳交付者)調査
 - ・郵送による配布・回収

● 配布・回収状況

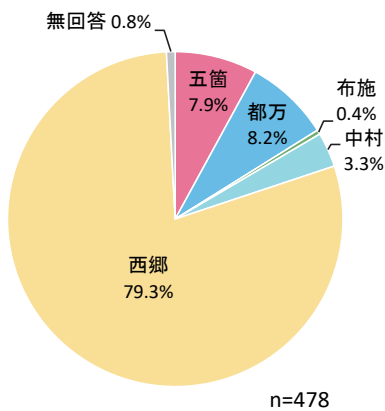
- ①就学前児童の保護者向け調査：配布数 570 票 有効回収数 478 票（回収率 83.9%）
- ②小学生児童の保護者向け調査：配布数 642 票 有効回収数 528 票（回収率 82.2%）
- ③妊婦(母子健康手帳交付者)調査：配布数 61 票 有効回収数 22 票（回収率 36.1%）

3-2. 調査結果の概要

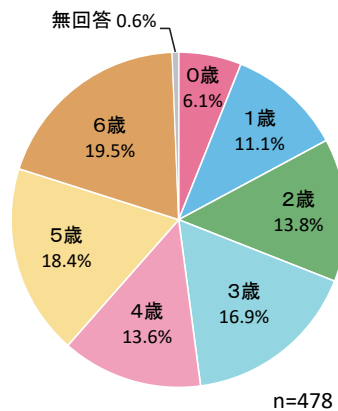
(1) 就学前児童の保護者向け調査

①回答世帯（回答者）の属性

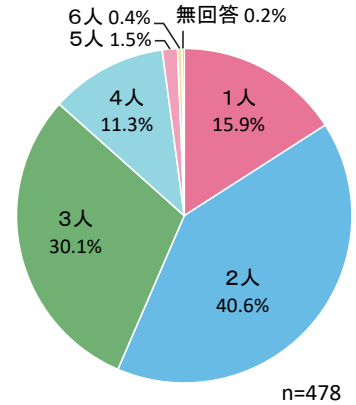
【居住地区】



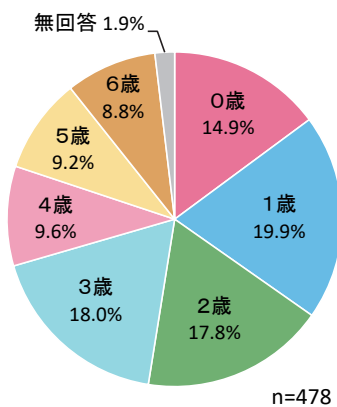
【子どもの年齢(R5年度末時点)】
(生年月の回答より換算)



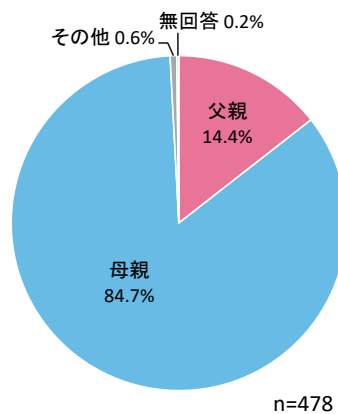
【子どもの人数】



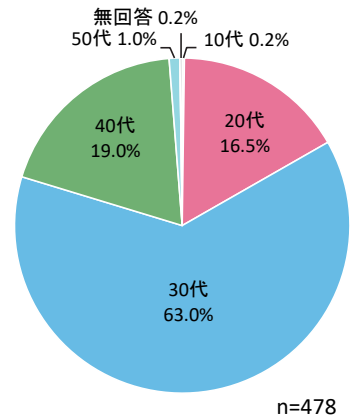
【末子の年齢(R5年度末時点)】
(生年月の回答より換算)



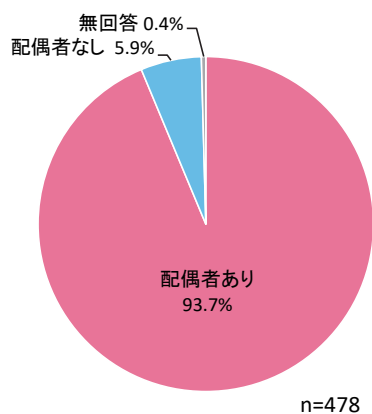
【回答者と子どもの関係】



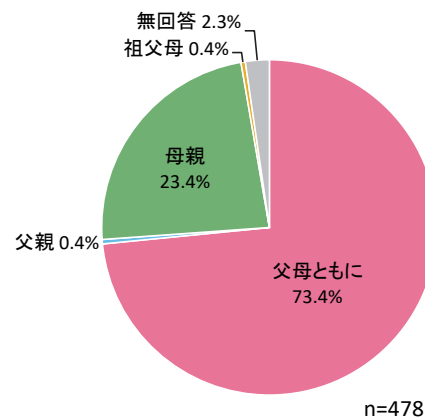
【回答者の年齢】



【配偶者の有無】



【主に子育てをしている人】

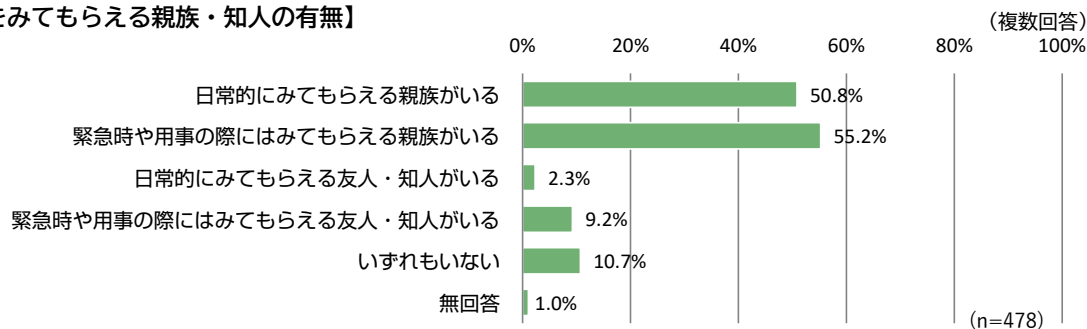


② 日頃子どもをみてもらえる親族・知人等の状況

親族等からの支援については、日常的にみてもらえる家庭、緊急時や用事の際にはみてもらえる家庭がそれぞれ約 5 割となっていますが、子どもをみてもらえる人がいない家庭も約 1 割みられます。また、親族に子どもをみてもらえる家庭でも「安心してみてもらえる」と回答した家庭は半数にとどまっており、みてもらえる親族の身体的・精神的な心配や心苦しさを抱えている家庭が半数を占めています。

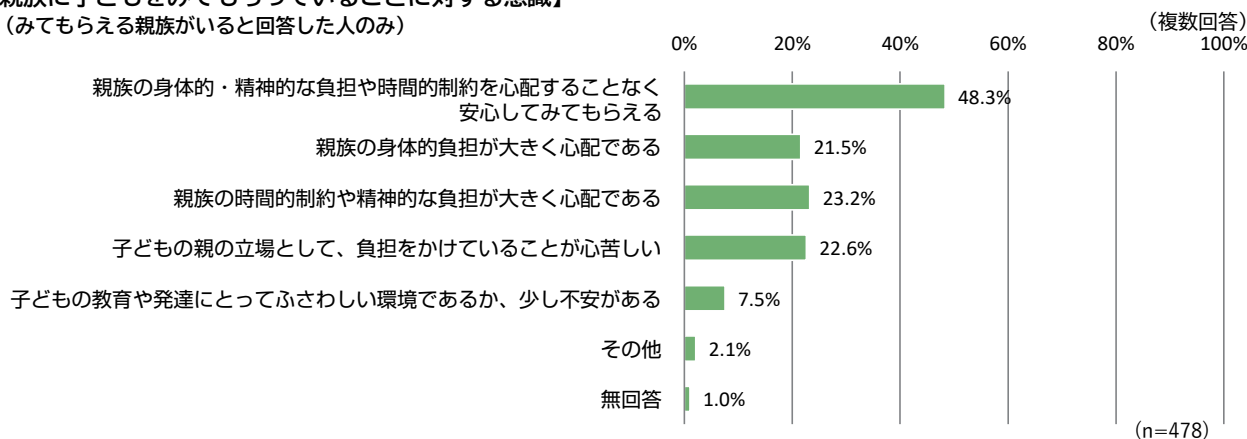
親族以外の友人・知人等については、「緊急時や用事の際にみてもらえる人がいる」と回答した人が約 1 割となっています。

【日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無】



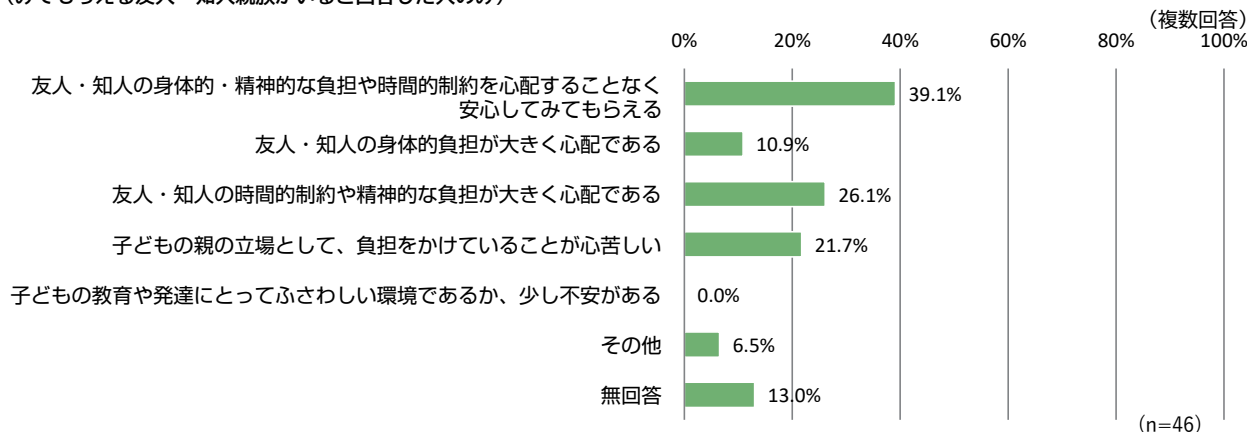
【親族に子どもをみてもらっていることに対する意識】

(みてもらえる親族がいると回答した人のみ)



【友人・知人に子どもをみてもらっていることに対する意識】

(みてもらえる友人・知人親族がいると回答した人のみ)

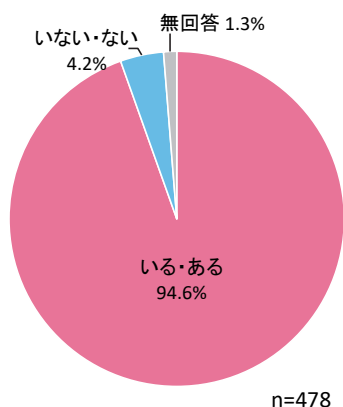


③ 子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所

9割以上の人が「子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所がある・ある」と回答しています。

具体的な人や場所については、「親族」が約9割と最も多く、「友人・知人」が約7割、「保育士・幼稚園教諭」が約4割となっており、その他の人や場所は全て1割以下となっています。

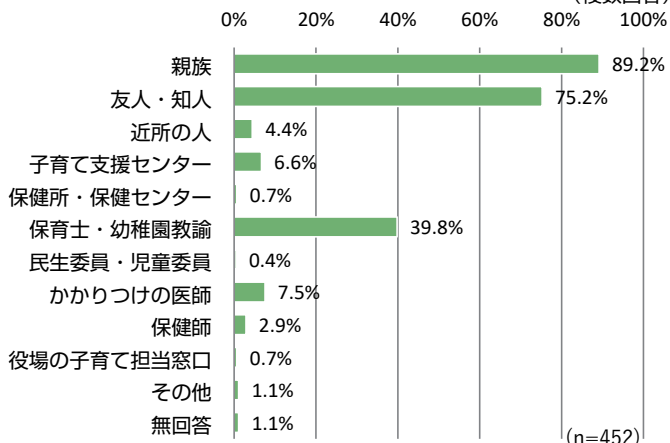
【子育てをするうえで
気軽に相談できる人や場所の有無】



【子育てに関して気軽に相談できる先】

(相談できる人や場所がある・あると回答した人のみ)

(複数回答)



④ 保護者の就労状況

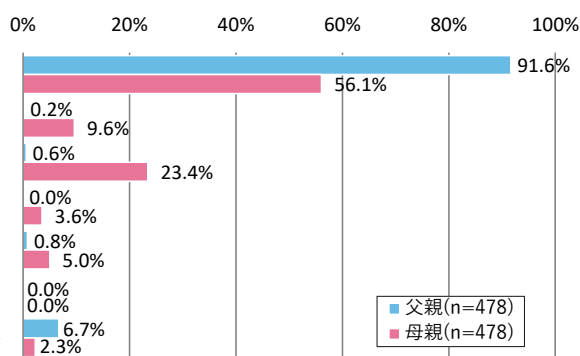
父親はフルタイム勤務が約9割となっており、母親は休業中を含めフルタイムが約65%、パート・アルバイト等が約3割、未就労が5%となっています。

パート・アルバイト等で就労している母親のうちの約3分の1はフルタイムへの転換を希望していますが、転換の希望が実現できる見込みがある人は約15%にとどまっています。

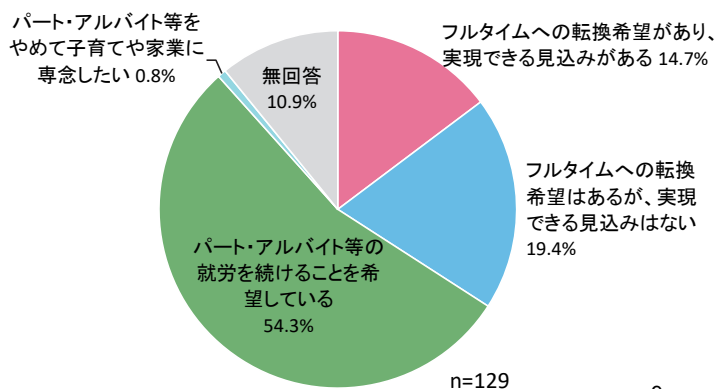
また、現在就労していない母親のうち、半数の人は1年より先に、約4割の人がすぐにでももしくは1年以内に就労したいと回答しており、就労の希望がない人は約1割にとどまっています。

【保護者の就労状況】

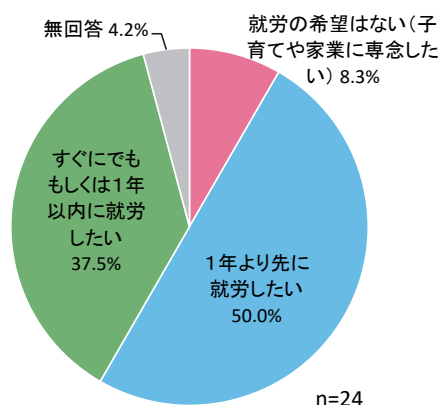
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
以前は就労していたが、現在は就労していない
これまで就労したことがない
無回答



【パート・アルバイト等で就労している母親の
フルタイムへの転換希望】
(現在パートタイム・アルバイト等で就労している母親のみ)



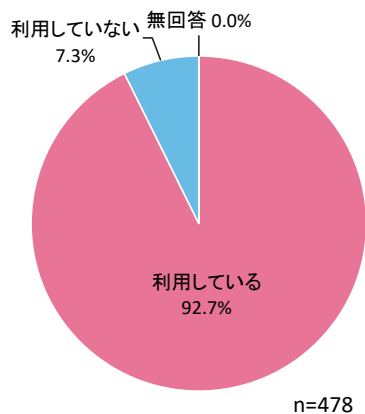
【現在就労していない母親の就労(時期)の希望】
(現在就労していない母親のみ)



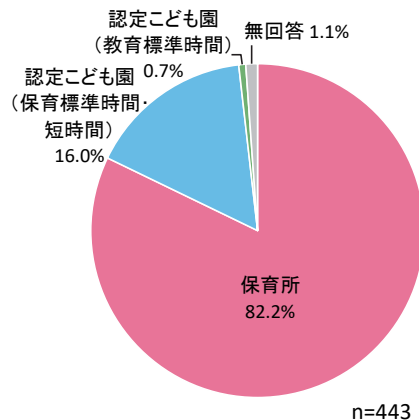
⑤ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

9割以上の方が平日の定期的な教育・保育事業を利用しており、そのうちの約8割が保育所を、約15%が認定こども園の保育標準時間・短時間を利用しています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無】



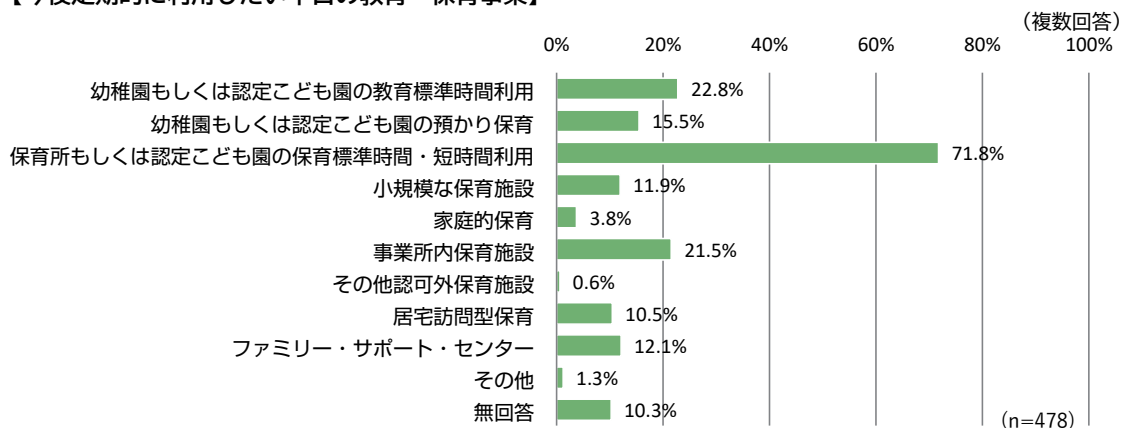
【平日に定期的に利用している教育・保育事業】
(利用している人のみ)



⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望（複数回答）は、「保育所もしくは認定こども園の保育標準時間・短時間利用」が約7割と突出して高くなっており、その他では「幼稚園もしくは認定こども園の教育標準時間利用」、「事業所内保育施設」の希望がそれぞれ約2割となっています。

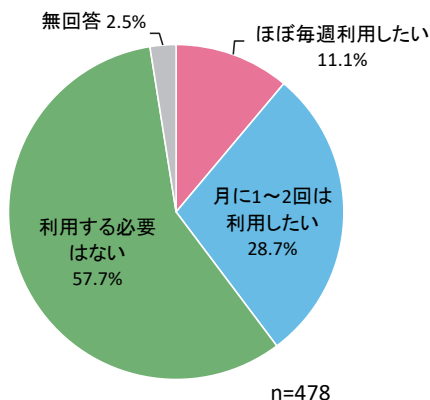
【今後定期的に利用したい平日の教育・保育事業】



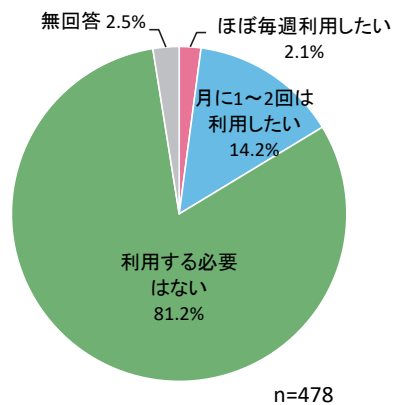
⑦ 土曜・日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日の利用希望は約4割、日曜日・祝日の利用希望は約2割となっており、希望者の希望回数は月1～2回が多くなっています。

【土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望】



【日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望】



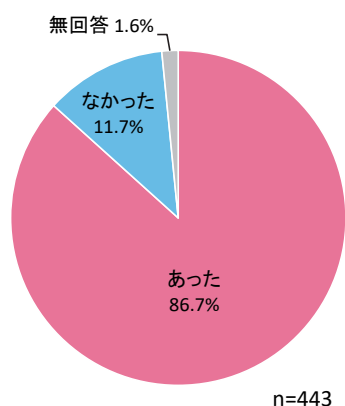
⑧ 子どもが病気の際の対応、病児・病後児保育の利用希望

保育所・認定こども園を利用している世帯の約9割が過去1年間に子どもの病気やケガで通園ができなかった経験をしており、その際の対処方法では、「母親が休んだ」が約9割と最も高くなっています。

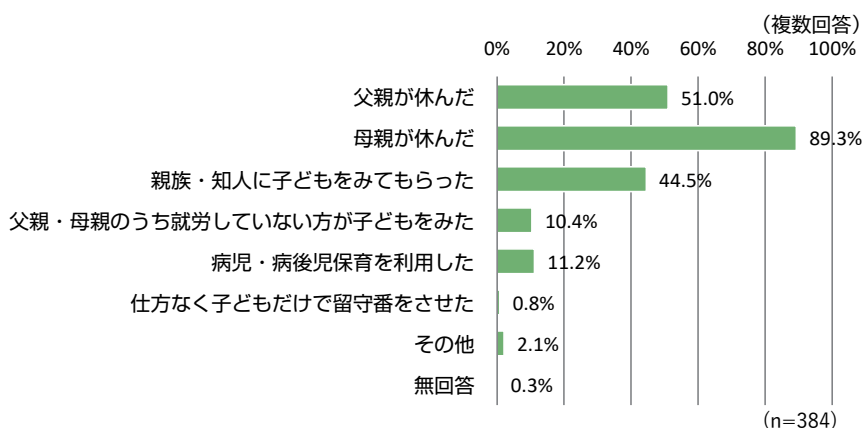
病児・病後児保育については、父親もしくは母親が休んだ経験のある家庭の約半数が「利用したい」意向をもっており、望ましいと思う事業形態は「他の施設（保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」、「病院に併設した施設で子どもを保育する事業」がそれぞれ約3分の2となっています。

一方、利用したいとは思わない人の理由は、「親が仕事を休んで対応したい」、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が多くなっています。

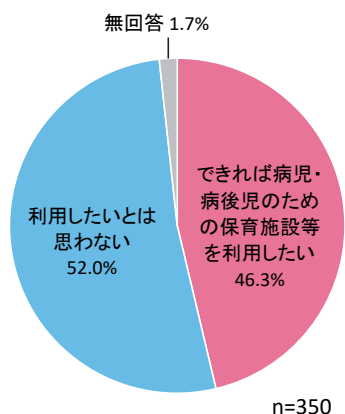
【過去1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業が利用できなかった経験の有無】
(平日の定期的な教育・保育事業を利用している人のみ)



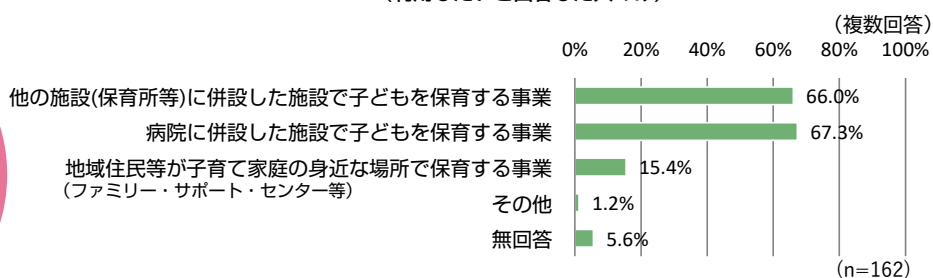
【事業が利用できなかった際の対処方法】
(利用できなかった経験がある人のみ)



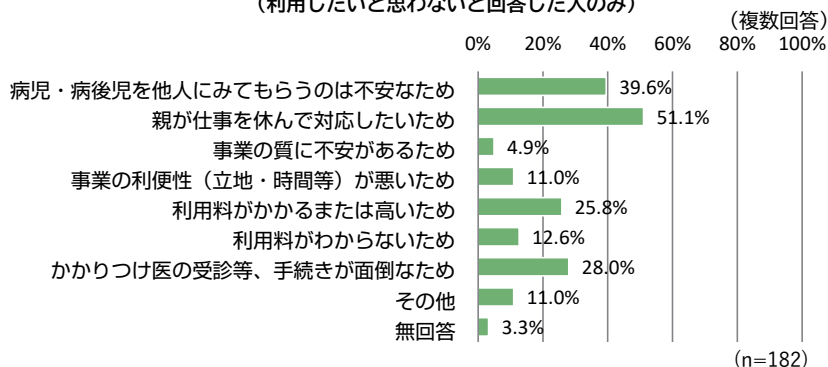
【病児・病後児保育の利用希望】
(父親もしくは母親が休んだ経験のある人のみ)



【望ましいと思う病児・病後児保育事業の形態】
(利用したいと回答した人のみ)



【病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由】
(利用したいと思わないと回答した人のみ)

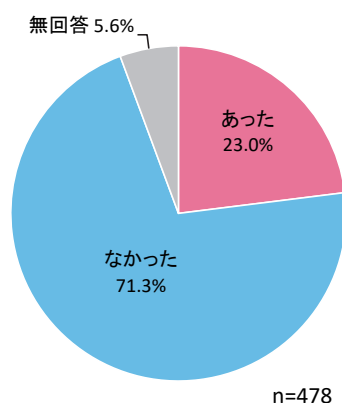


⑨ 泊まりがけの用事の際の対応、ショートステイ・トワイライトステイの利用希望

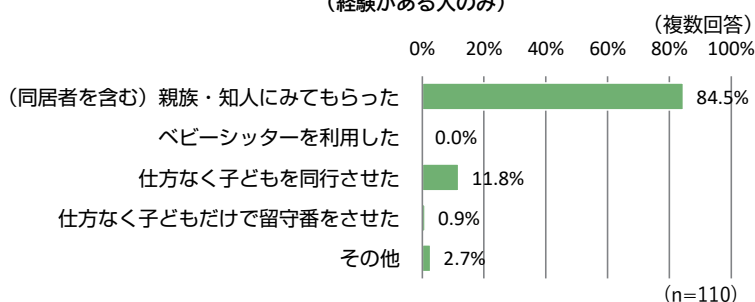
過去1年間に泊まりがけで子どもをみてもらわなければならなかった経験がある人は約2割で、その際の対処方法は「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が大多数を占めています。

短期入所生活援助事業(ショートステイ)や夜間養護等事業(トワイライトステイ)といった宿泊を伴う預かり事業を利用したい人はごく少数となっています。

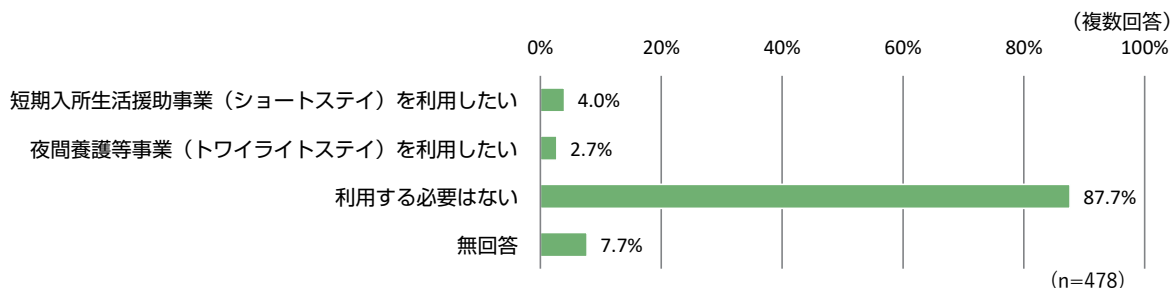
【過去1年間に保護者の用事のため子どもを泊まりがけで
家族以外にみてもらわなければならなかったことがあったか】



【その際の対処方法】
(経験がある人のみ)



【短期入所生活援助事業(ショートステイ)・夜間養護等事業(トワイライトステイ)の利用希望】

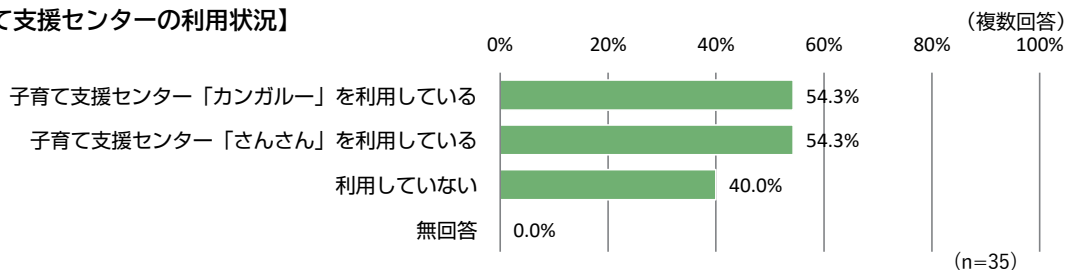


⑩ 子育て支援センターの利用状況、今後の利用希望（平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人のみの設問）

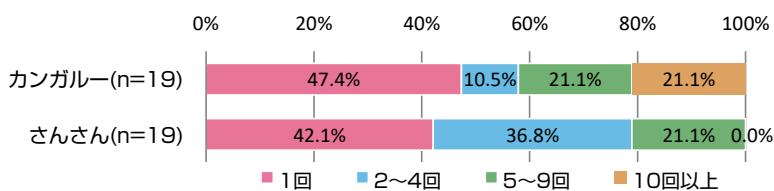
平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人のうち、約半数の人が子育て支援センターを利用しており、利用頻度は「カンガルー」「さんさん」とともに月1回の人が多くなっています。

今後の利用意向については、「すでに利用しており、今後利用頻度を増やしたい」が最も多く、「現在は利用していないが今後利用したい」とあわせると回答者の約6割となっており、相応の利用希望がある状況となっています。

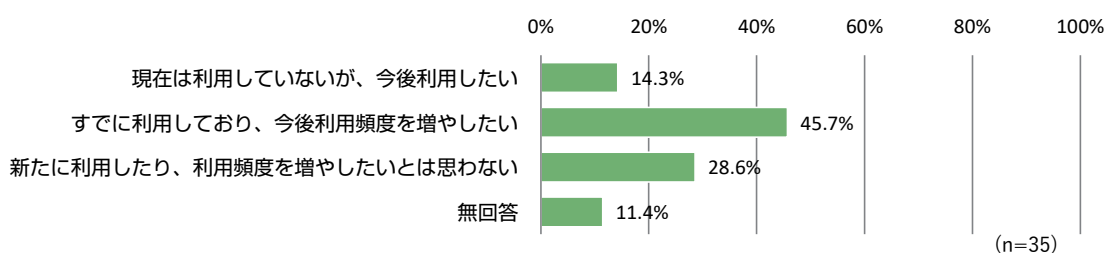
【子育て支援センターの利用状況】



【子育て支援センターの利用頻度（1ヶ月あたり）】
（利用している人のみ）



【子育て支援センターの今後の利用意向】

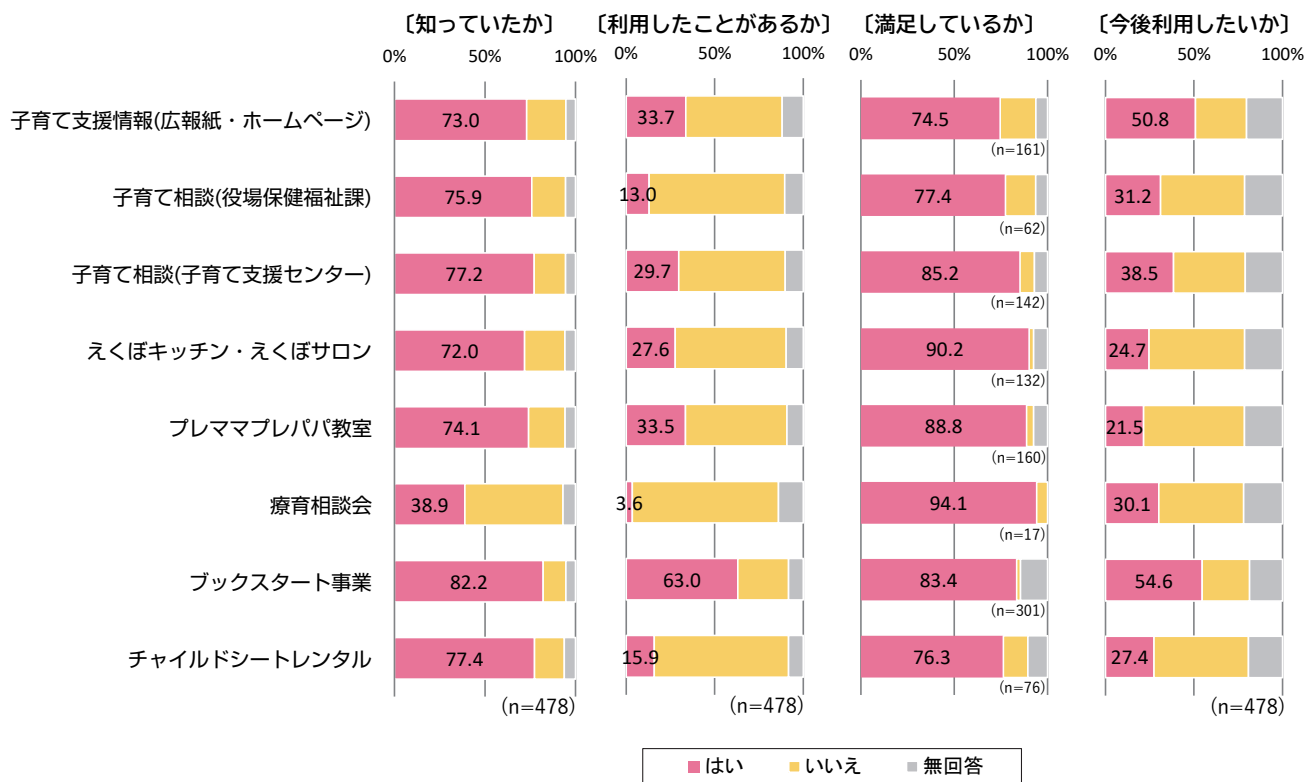


⑪ 子育て支援に関する各種サービスの認知度・利用経験・利用希望について

子育て支援に関する各種サービスの認知度については、「療育相談会」を除き、それぞれ7～8割と比較的高い状況ですが、利用している人の割合は3割程度にとどまっている事業が多くなっています。

利用経験者の満足度は、どの事業も比較的高く、今後の利用希望では、「ブックスタート事業」、「子育て支援情報（広報紙・ホームページ）」が他の事業と比べて高くなっています。

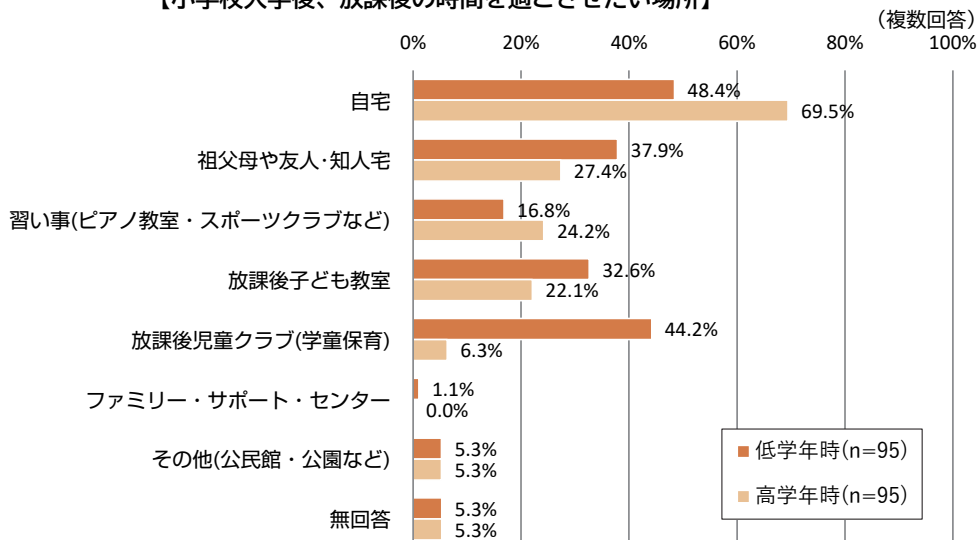
【子育て支援に関する各種サービスの認知度・利用経験・満足度・今後の利用希望】



⑫ 小学校入学後の放課後等の過ごし方について（5歳児の世帯のみの設問）

子どもが5歳児（保育園・認定こども園の年長児クラス）の人に、小学校入学後、放課後の時間を過ごさせたい場所を低学年時、高学年時それぞれに聞いたところ、低学年時では、「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「祖父母や友人・知人宅」、「放課後子ども教室」の割合がそれぞれ3～5割となっており、高学年時では「自宅」の割合が約7割と突出して高くなっています。

【小学校入学後、放課後の時間を過ごさせたい場所】

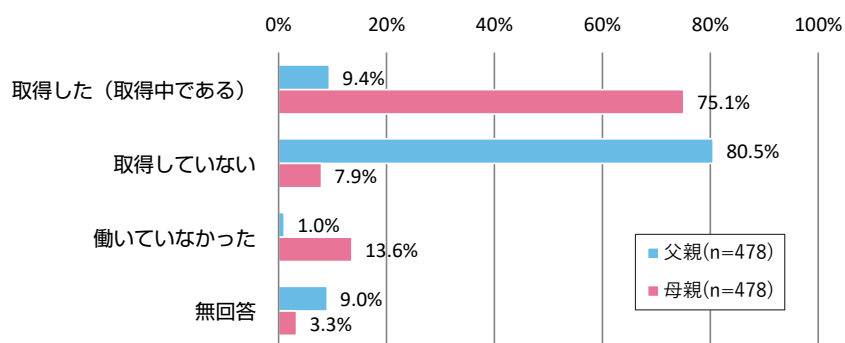


⑬ 育児休業の取得状況

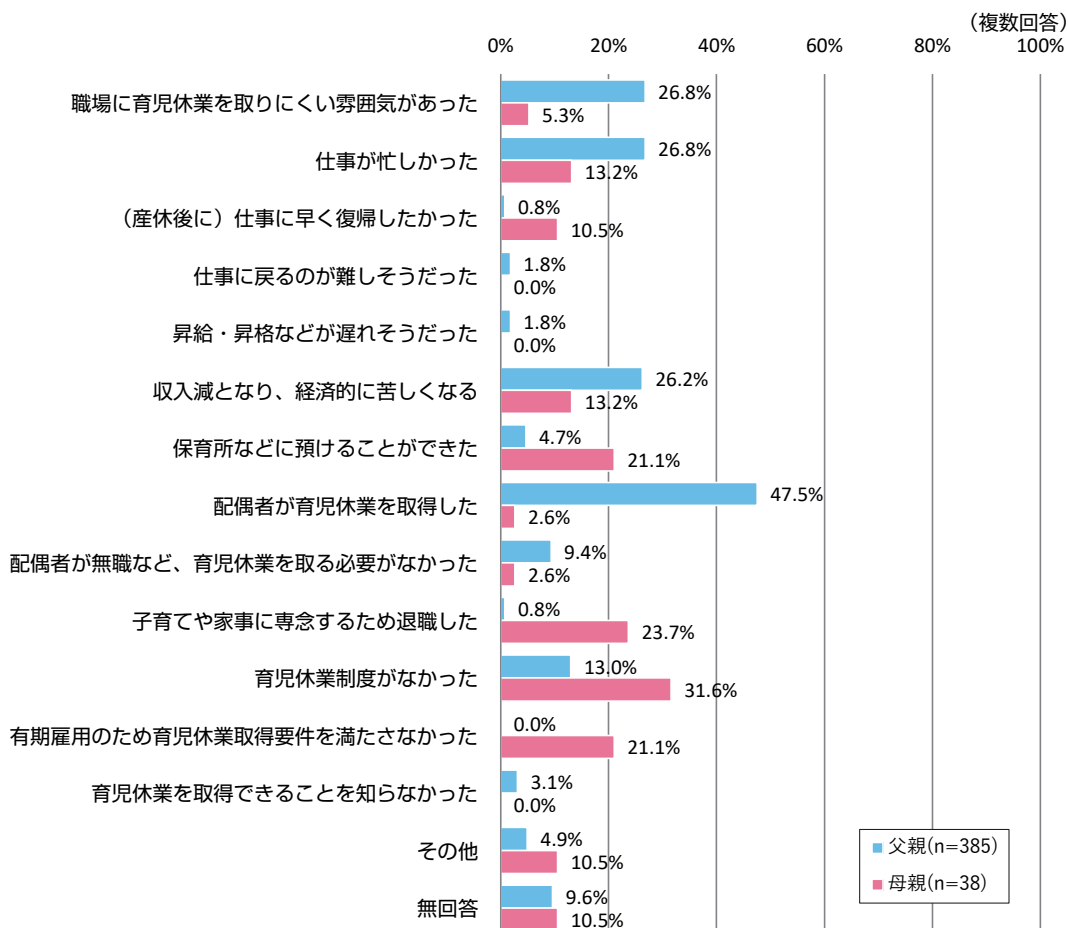
育児休業の取得状況をみると、母親が約 75%（「働いていなかった」と無回答を除くと約 9 割）であるのに対し、父親は約 1 割にとどまっています。

父親が育児休業を取得しなかった理由は、「配偶者が育児休業を取得した」が 47.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」が 26.8%となっており、また、対象者は少数ながら母親の理由では「育児休業制度がなかった」が 31.6%、「有期雇用のため育児休業取得要件を満たさなかった」が 21.1%となっており、育児休業を取得しやすい・取得できる環境づくりが求められていることがうかがえます。

【子どもが生まれた時の育児休業の取得状況】



【育児休業を取得しなかった理由】
（育児休業を取得しなかった人のみ）

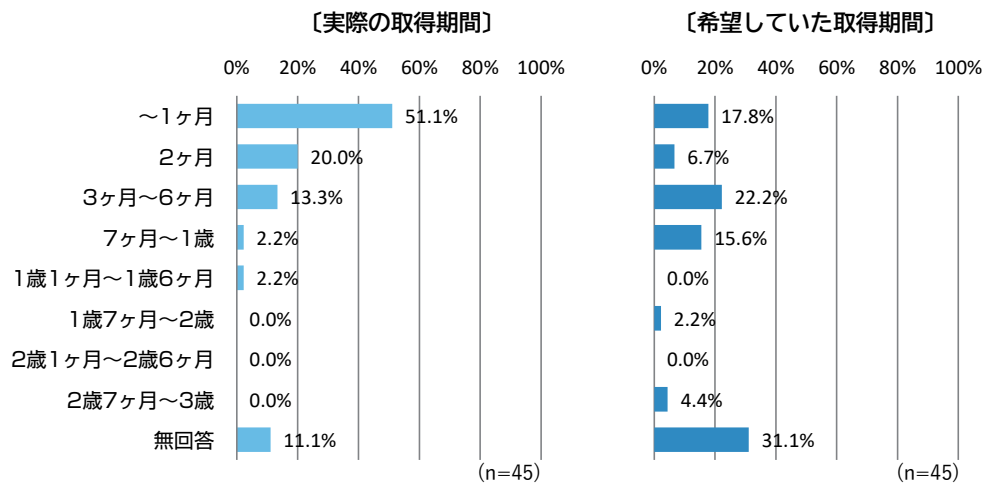


⑭ 育児休業の取得期間

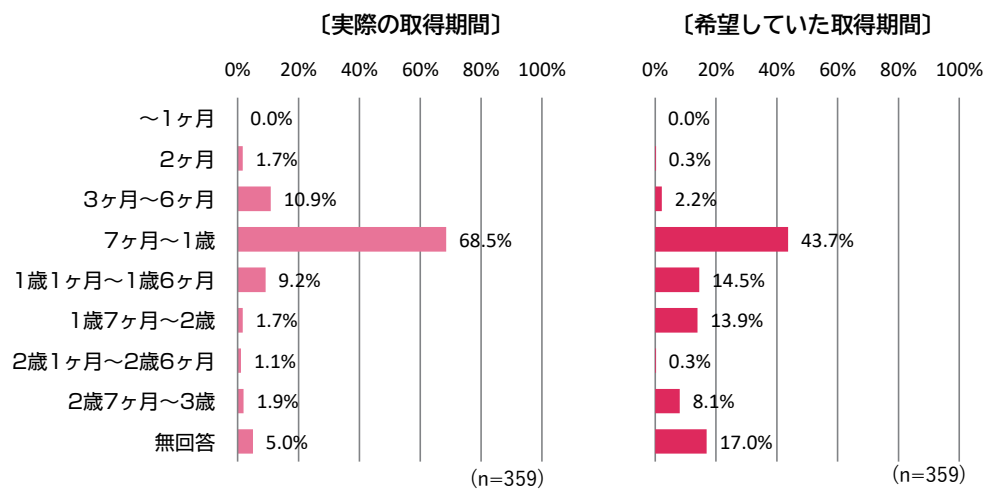
育児休業を取得した人の取得期間（取得終了時の子の年齢）は、父親は「～1ヶ月」が約半数で最も多く、母親は「7ヶ月～1歳」が約7割で最も多くなっています。

また、父親、母親ともに、希望していた取得期間のほうが実際の取得期間よりも長い傾向が見え、希望していた期間の取得ができなかった人が多いことがうかがえます。

【父親の育児休業の取得期間(取得終了時の子の年齢)】
(育児休業を取得した人のみ)



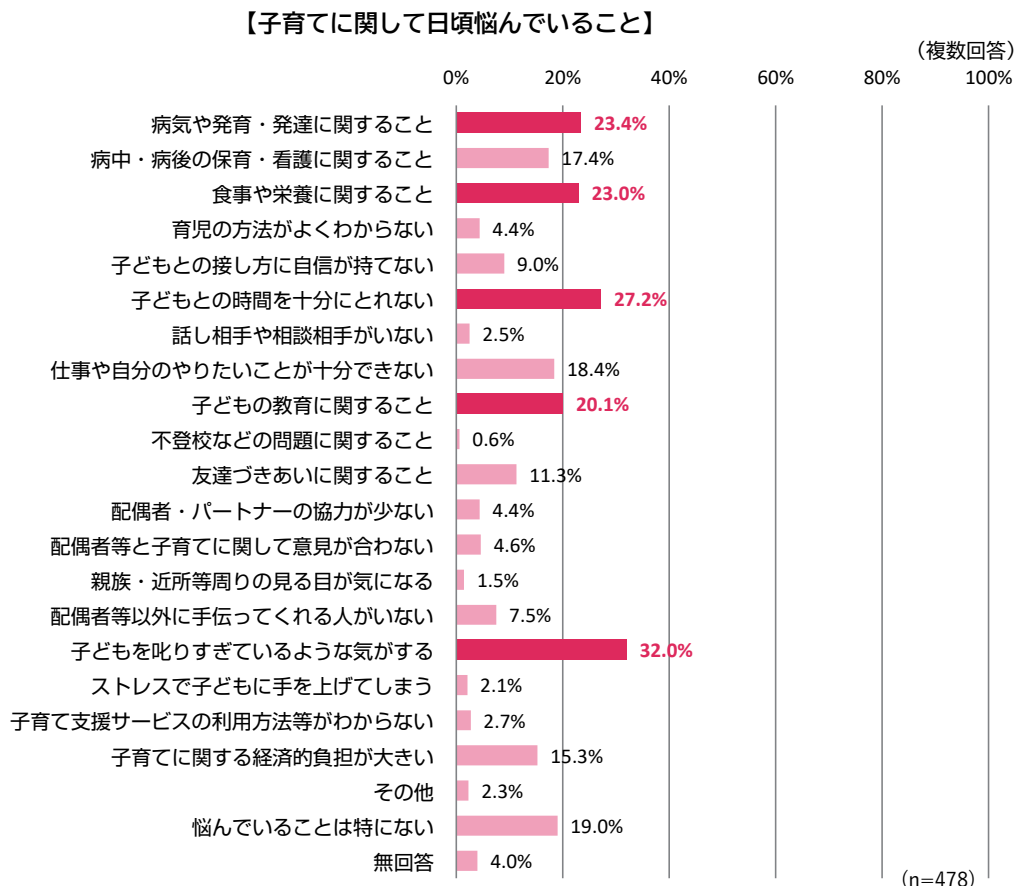
【母親の育児休業の取得期間(取得終了時の子の年齢)】
(育児休業を取得した人のみ)



⑮ 子育てに関する悩み

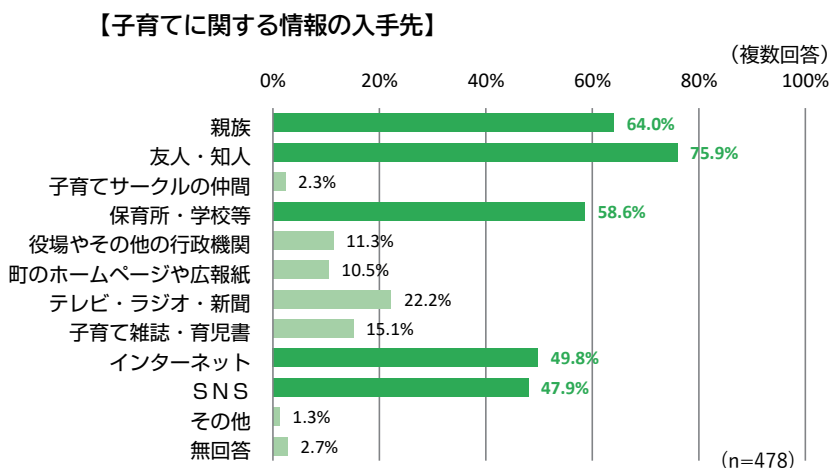
子育てに対して「特に悩んでいることはない」と回答した人は約 2 割で、約 8 割の人が悩みを持っています。

悩みの内容では、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 32.0%と最も高く、そのほか「子どもとの時間を十分にとれない」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」など仕事と子育ての両立に関する悩み、「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」、「子どもの教育に関すること」といった発育や教育に関する項目が高くなっています。



⑯ 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、「友人・知人」が最も高く、「親族」、「保育所・学校等」、「インターネット」、「SNS」と続いています。一方、「役場やその他の行政機関」、「町のホームページや広報紙」はいずれも 1 割程度となっており、行政からの情報提供のあり方に課題があることがうかがえます。

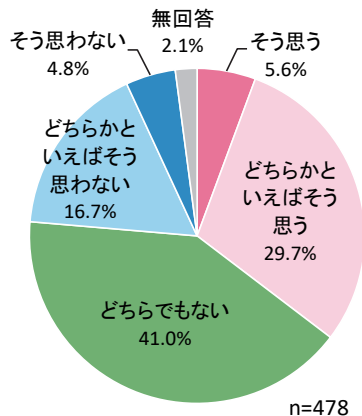


⑰ 隠岐の島町子ども・子育て支援の取り組みに対する評価・満足度

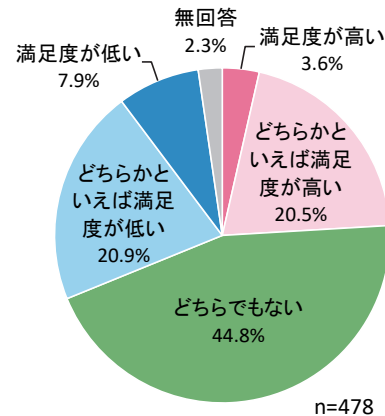
子育てしやすいまちへの評価では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると約3分の1の人が子育てしやすいまちだと感じています。

町の取り組みに対する満足度は、満足度が高い人よりも満足度が低い人の割合が高くなっています。

【隠岐の島町は子育てがしやすいまちだと思うか】



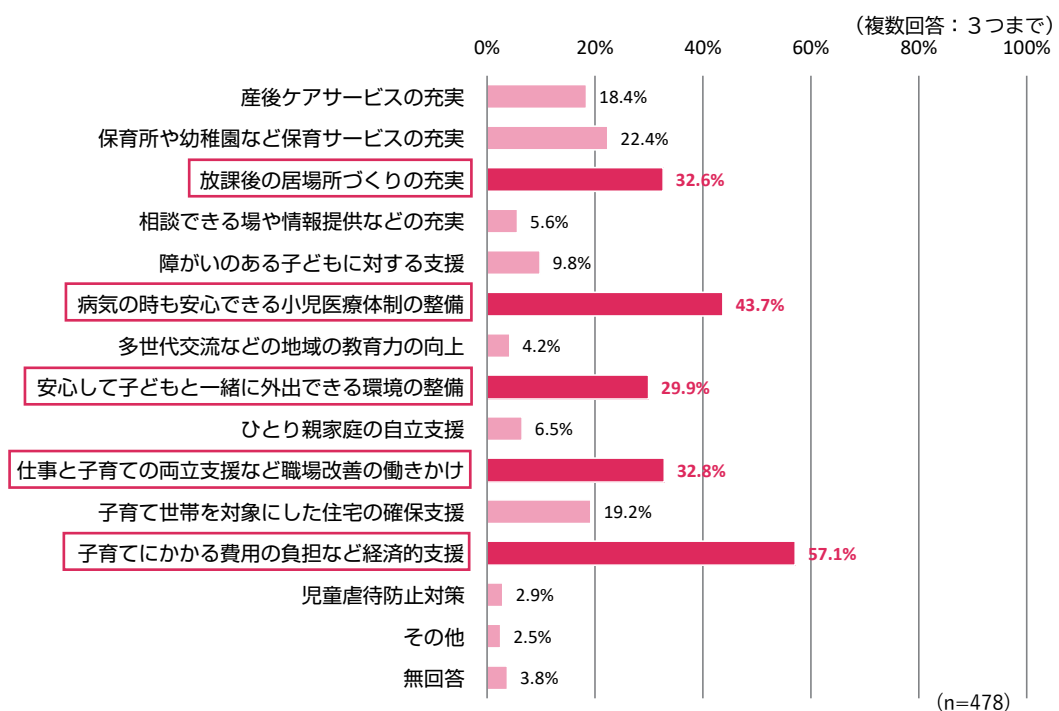
【隠岐の島町の子育て支援の取り組みに対する満足度】



⑱ 町として重点的に取り組むべき施策

今後、町として重点的に取り組む必要性が高いと思う施策は、「子育てにかかる費用の負担など経済的支援」が57.1%と最も高く、「病気の時も安心できる小児医療体制の整備」、「仕事と子育ての両立支援など職場改善の働きかけ」、「放課後の居場所づくりの充実」、「安心して子どもと一緒に外出できる環境の整備」、といった項目が上位を占めています。

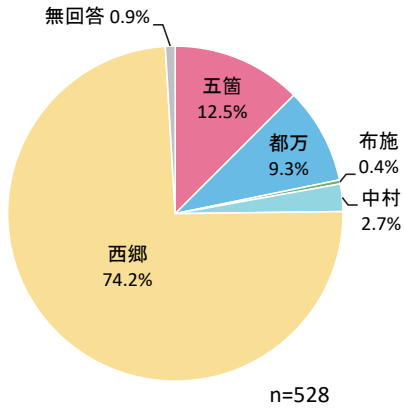
【隠岐の島町において重点的に取り組む必要性が高いと思う施策】



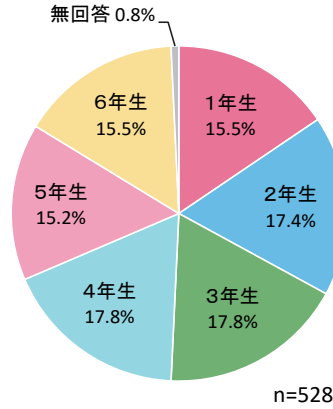
(2) 小学生児童の保護者向け調査

①回答世帯（回答者）の属性

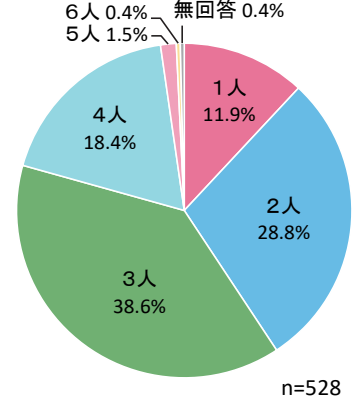
【居住地区】



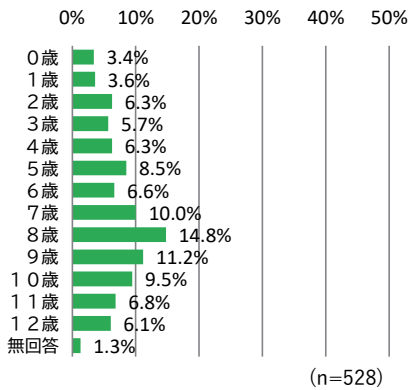
【子どもの学年】



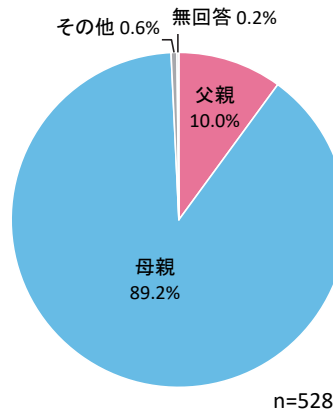
【子どもの人数】



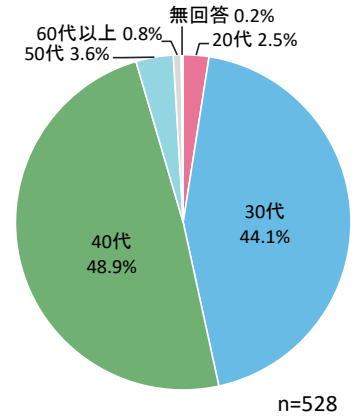
【末子の年齢(R5年度末時点）
（生年月の回答より換算）



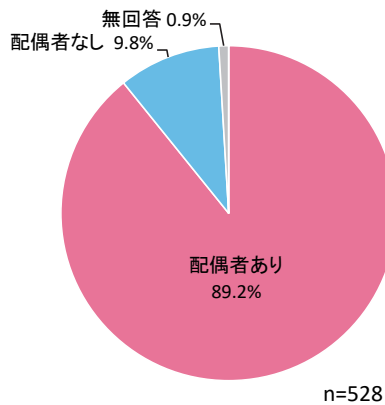
【回答者と子どもの関係】



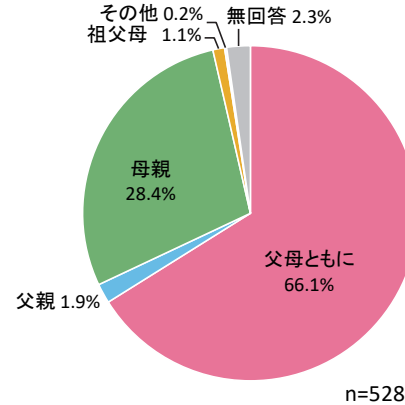
【回答者の年齢】



【配偶者の有無】



【主に子育てをしている人】

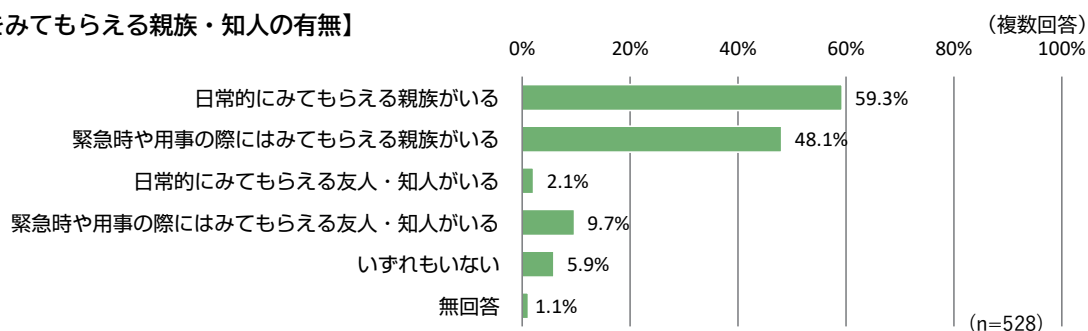


② 日頃子どもをみてもらえる親族・知人等の状況

親族等からの支援については、日常的にみてもらえる家庭、緊急時や用事の際にはみてもらえる家庭がそれぞれ約 6 割となっており、子どもをみてもらえる人がいない家庭は 5.9%となっています。また、親族に子どもをみてもらえる家庭でも「安心してみてもらえる」と回答した家庭は約 6 割となっており、残りの約 4 割はみてもらえる親族の身体的・精神的な心配や心苦しさを抱えています。

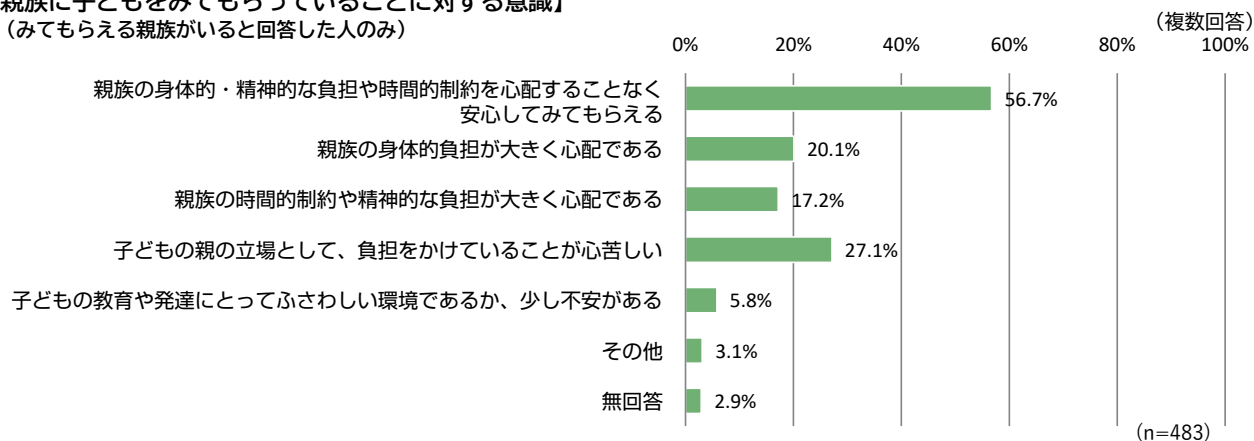
親族以外の友人・知人等については、「緊急時や用事の際にみてもらえる人がいる」と回答した人が約 1 割となっています。

【日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無】



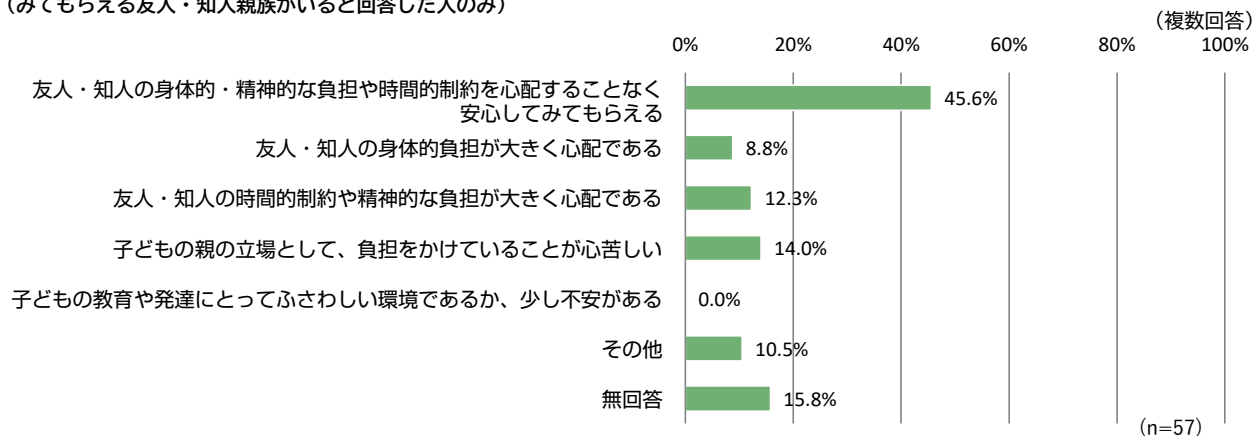
【親族に子どもをみてもらっていることに対する意識】

(みてもらえる親族がいると回答した人のみ)



【友人・知人に子どもをみてもらっていることに対する意識】

(みてもらえる友人・知人親族がいると回答した人のみ)

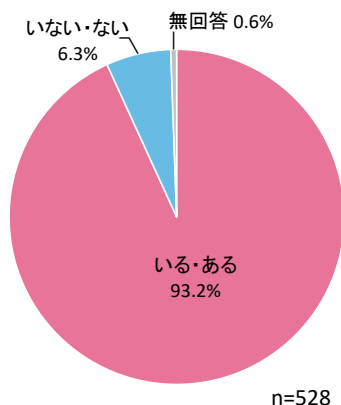


③ 子育て（教育を含む）をするうえで気軽に相談できる人や場所

9 割以上の人「子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所がある」と回答しています。

具体的な人や場所については、「親族」が約 9 割、「友人・知人」が約 8 割となっており、その他の人や場所は全て 1 割以下となっています。

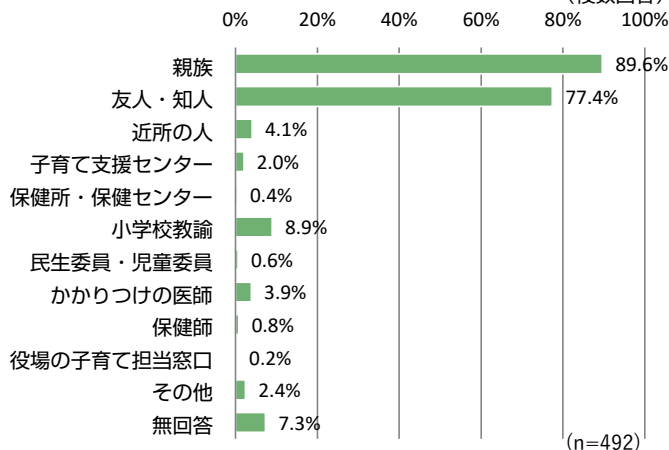
【子育てをするうえで
気軽に相談できる人や場所の有無】



【子育てに関して気軽に相談できる先】

(相談できる人や場所がある・あると回答した人のみ)

(複数回答)



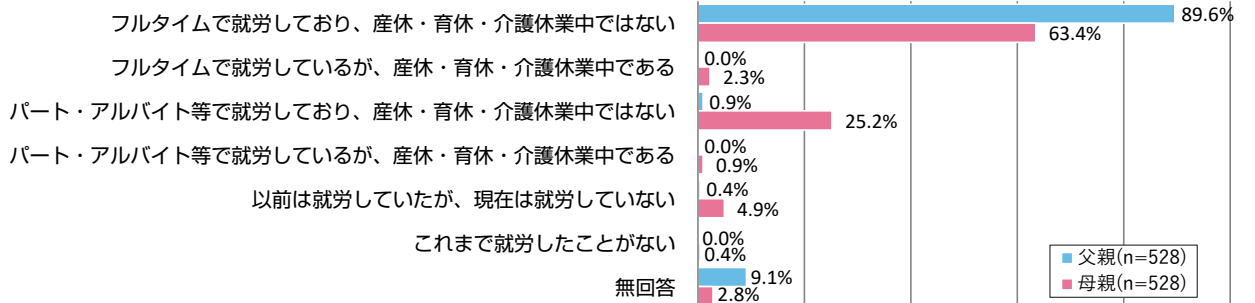
④ 保護者の就労状況

父親はフルタイム勤務が約 9 割となっており、母親は休業中を含めフルタイムが約 65%、パート・アルバイト等が約 25%、未就労が 5%となっています。

パート・アルバイト等で就労している母親のうちの約 3 分の 1 はフルタイムへの転換を希望しています。しかし、転換の希望が実現できる見込みがある人は約 15%にとどまっています。

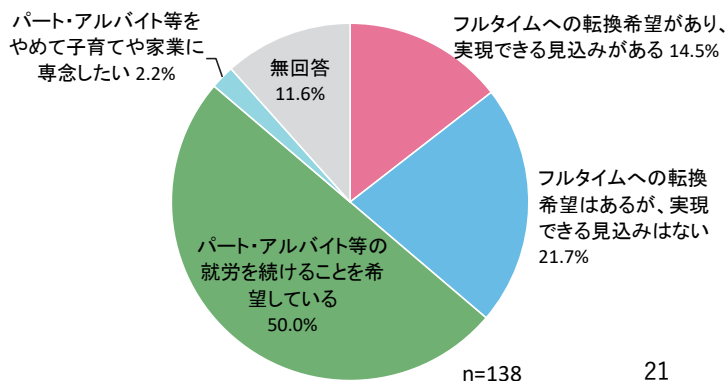
また、現在就労していない母親のうち、半数の人は 1 年より先に、約 4 割の人がすぐにでももしくは 1 年以内に就労したいと回答しており、就労の希望がない人は約 1 割にとどまっています。

【保護者の就労状況】



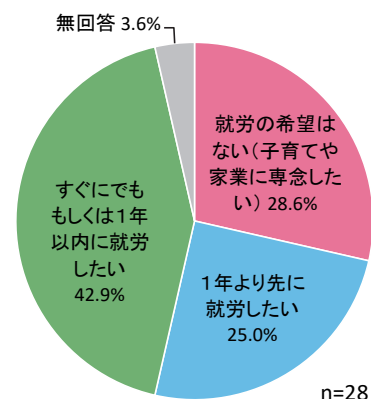
【パート・アルバイト等で就労している母親の
フルタイムへの転換希望】

(現在パートタイム・アルバイト等で就労している母親のみ)



【現在就労していない母親の就労(時期)の希望】

(現在就労していない母親のみ)

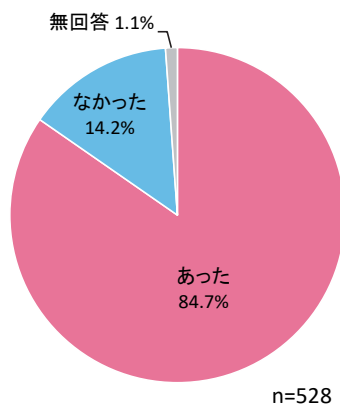


⑤ 子どもが病気の際の対応、病児・病後児保育の利用希望

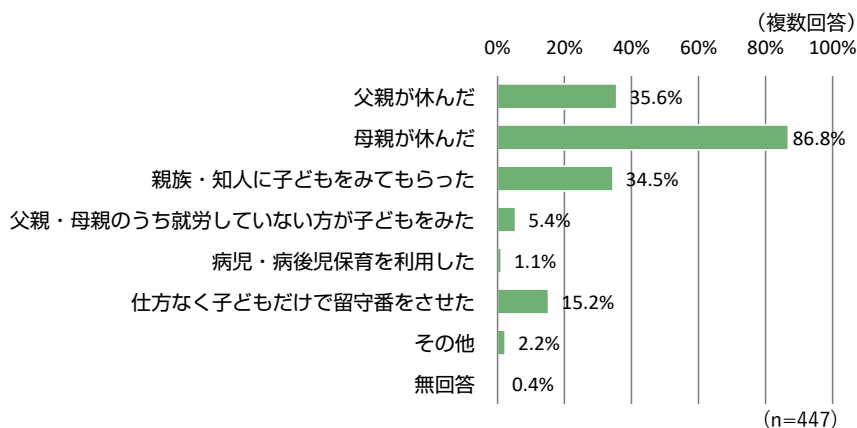
約 85%の家庭が、過去 1 年間に子どもの病気やケガで学校を休まなければならなかった経験をしており、その際の対処方法では、「母親が休んだ」が最も高くなっています。

病児・病後児保育については、父親もしくは母親が休んだ経験のある家庭の約 8 割が「利用したいとは思わない」と回答しており、利用意向は 16.5%にとどまっています。利用意向のある家庭の望ましいと思う事業形態は「他の施設（保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」、「病院に併設した施設で子どもを保育する事業」がそれぞれ約 6 割となっています。一方、利用したいとは思わない人の理由は、「親が仕事を休んで対応したい」、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が多くなっています。

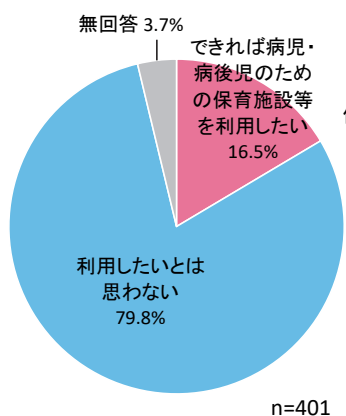
【過去 1 年間に子どもが病気やケガで
学校を休まなければならなかった経験の有無】



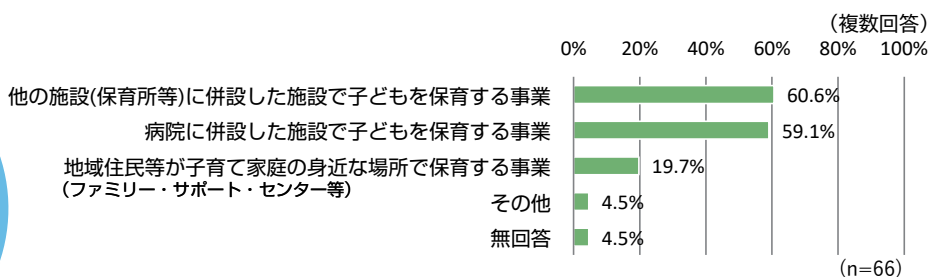
【事業が利用できなかった際の対処方法】
(利用できなかった経験がある人のみ)



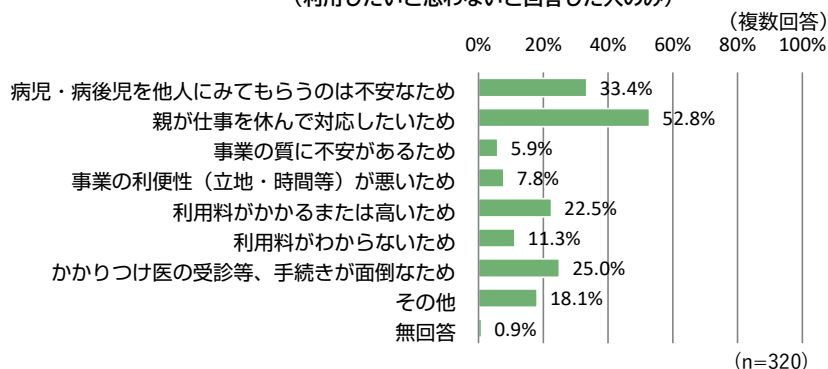
【病児・病後児保育の利用希望】
(父親もしくは母親が休んだ経験のある人のみ)



【望ましいと思う病児・病後児保育事業の形態】
(利用したいと回答した人のみ)



【病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由】
(利用したいと思わないと回答した人のみ)

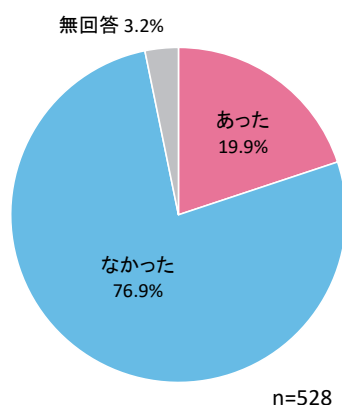


⑥ 泊まりがけの用事の際の対応、ショートステイ・トワイライトステイの利用希望

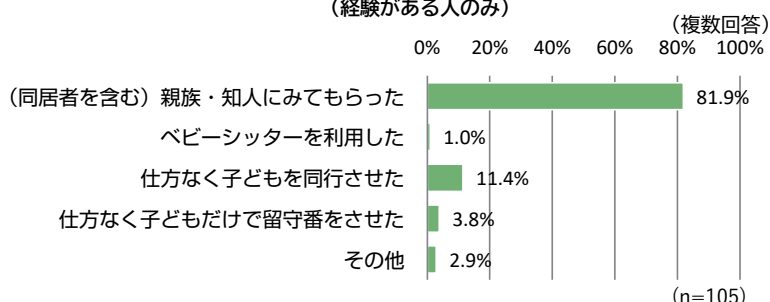
過去1年間に泊まりがけで子どもをみてもらわなければならなかった経験がある人は約2割で、その歳の対処方法は「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が大多数を占めています。

短期入所生活援助事業(ショートステイ)や夜間養護等事業(トワイライトステイ)といった宿泊を伴う預かり事業を利用したい人はごく少数となっています。

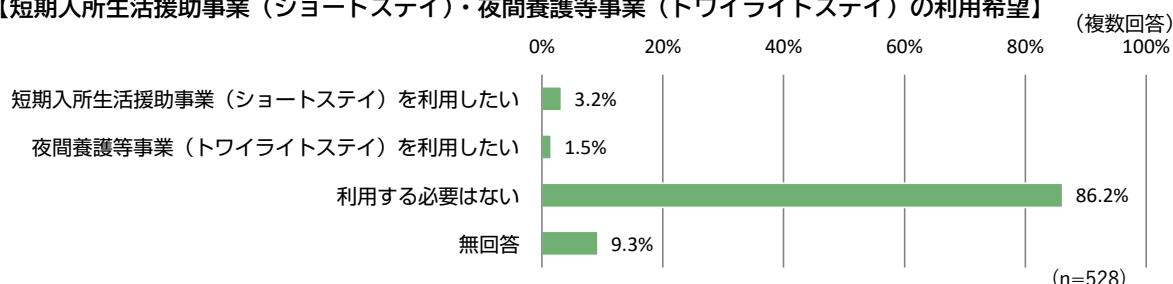
【過去1年間に保護者の用事のため子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことがあったか】



【その際の対処方法】
(経験がある人のみ)



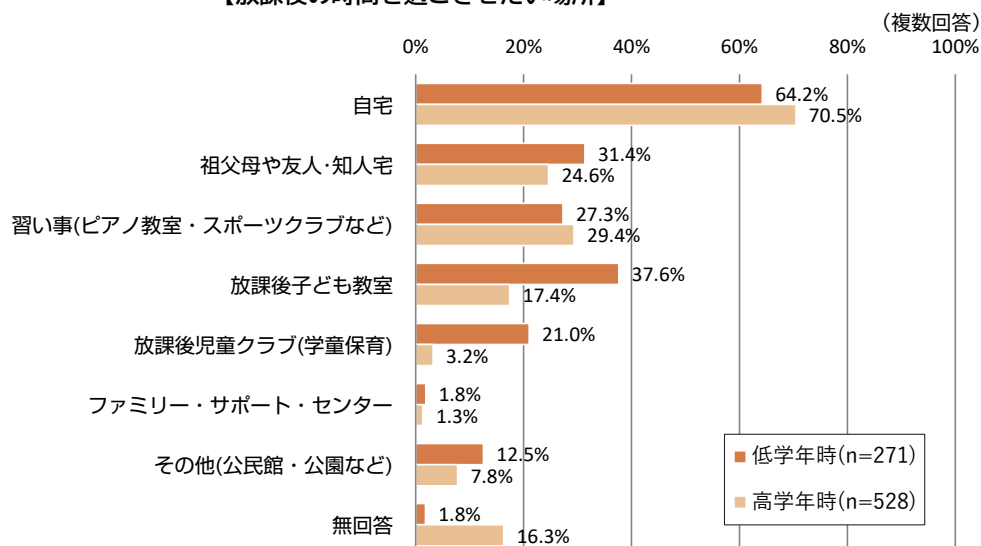
【短期入所生活援助事業(ショートステイ)・夜間養護等事業(トワイライトステイ)の利用希望】



⑦ 子どもの放課後等の過ごし方について

放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年時、高学年時ともに「自宅」が最も多くなっています。低学年時は高学年時と比べ、「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が高くなっています。

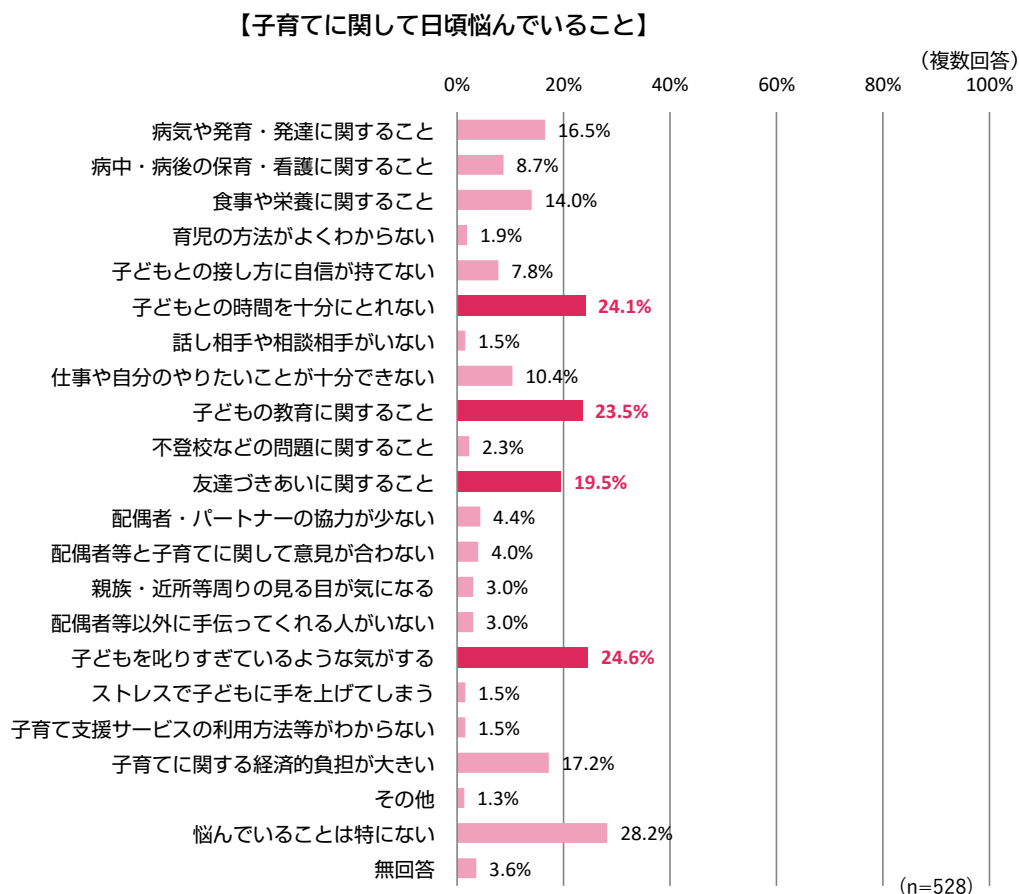
【放課後の時間を過ごさせたい場所】



⑧ 子育てに関する悩み

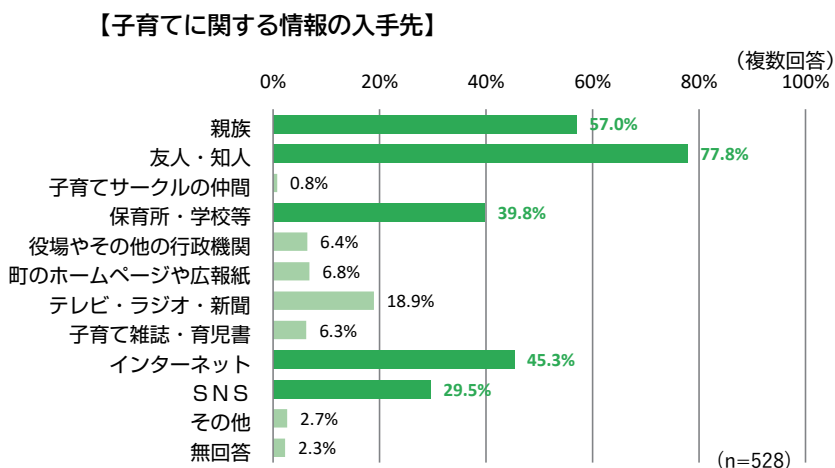
子育てに対して「特に悩んでいることはない」と回答した人は約 3 割で、約 7 割の人が悩みを持っています。

悩みの内容では、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 24.6%と最も高く、そのほか「子どもとの時間を十分にとれない」といった仕事と子育ての両立に関する悩みや、「子どもの教育に関すること」、「友達ちづきあいに関すること」などの項目が高くなっています。



⑨ 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、「友人・知人」が最も高く、「親族」、「インターネット」、「保育所・学校等」、「SNS」と続いています。一方、「役場やその他の行政機関」、「町のホームページや広報紙」はいずれも 1 割未満となっており、行政からの情報提供のあり方に課題があることがうかがえます。

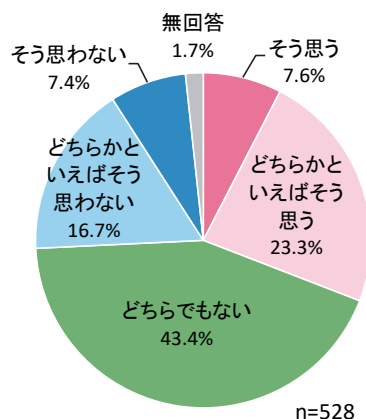


⑩ 隠岐の島町子ども・子育て支援の取り組みに対する評価・満足度

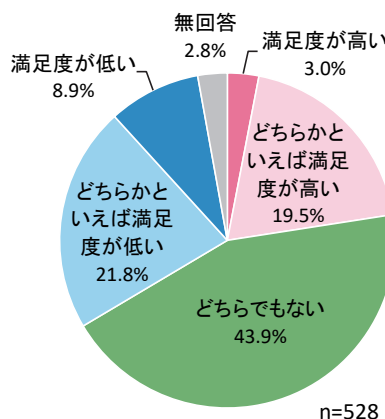
子育てしやすいまちへの評価では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると約3割の人が子育てしやすいまちだと感じています。

町の取り組みに対する満足度は、満足度が高い人よりも満足度が低い人の割合が高くなっています。

【隠岐の島町は子育てがしやすいまちだと思うか】



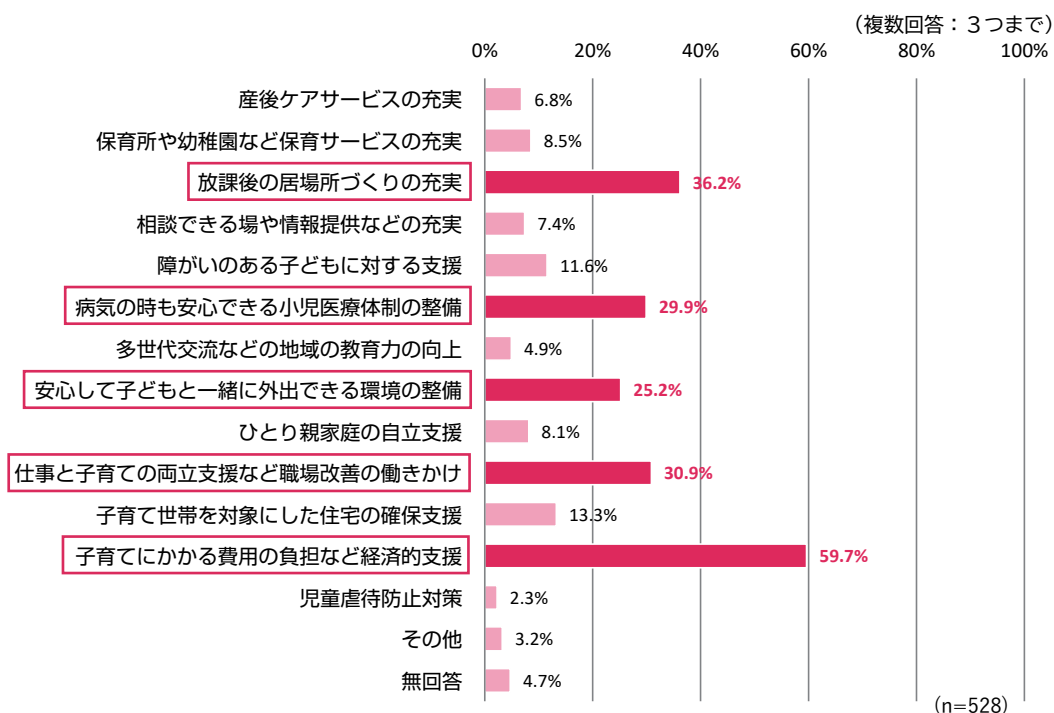
【隠岐の島町の子育て支援の取り組みに対する満足度】



⑪ 町として重点的に取り組むべき施策

今後、町として重点的に取り組む必要性が高いと思う施策は、「子育てにかかる費用の負担など経済的支援」が59.7%と最も高く、「放課後の居場所づくりの充実」、「仕事と子育ての両立支援など職場改善の働きかけ」、「病気の時も安心できる小児医療体制の整備」、「安心して子どもと一緒に外出できる環境の整備」、といった項目が上位を占めています。

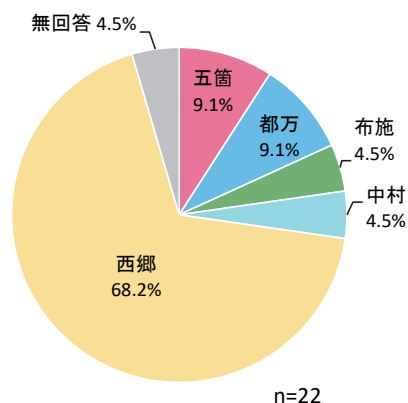
【隠岐の島町において重点的に取り組む必要性が高いと思う施策】



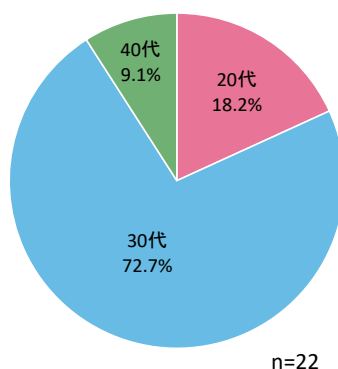
(3) 妊婦(母子健康手帳交付者)調査

①回答世帯(回答者)の属性

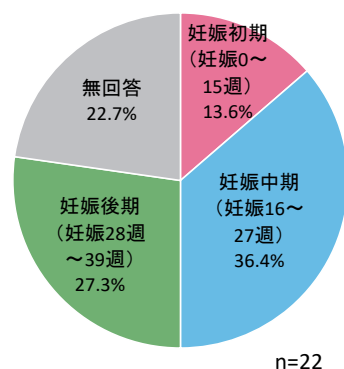
【居住地区】



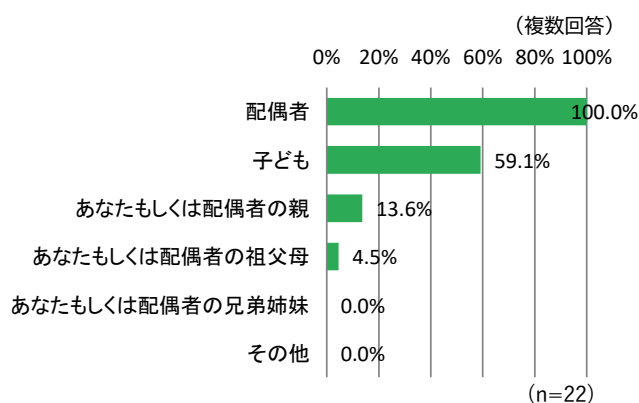
【回答者の年齢】



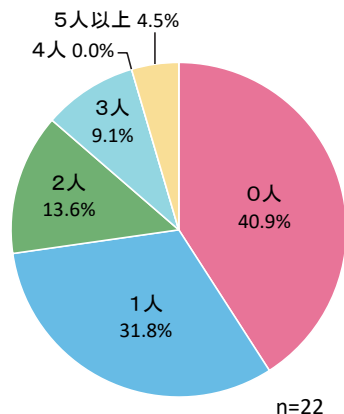
【回答者の妊娠経過】



【同居の家族】



【子どもの人数】

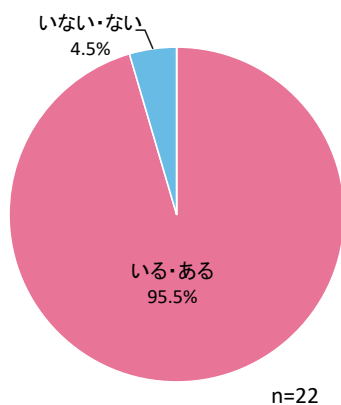


② 妊娠や出産、出産後の子育てについて気軽に相談できる人や場所

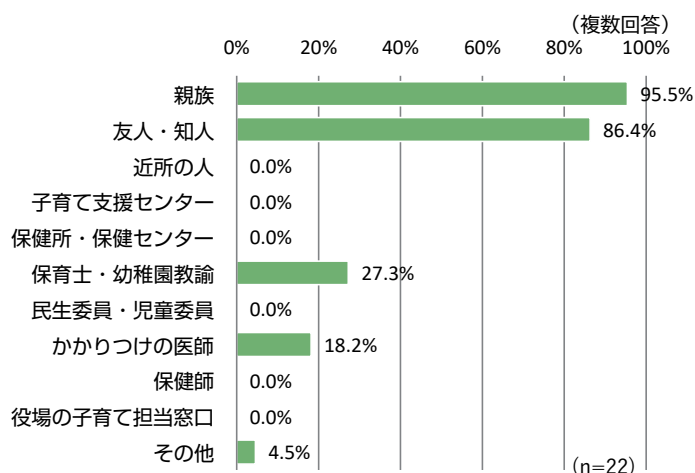
9割以上の方が「妊娠や出産、出産後の子育てについて気軽に相談できる人や場所がある・ある」と回答しています。

具体的な人や場所については、「親族」が約95%、「友人・知人」が約85%と非常に高く、身近な人に相談できる人が多い状況となっています。

【妊娠や出産、出産後の子育てについて気軽に相談できる人や場所の有無】



【妊娠や出産、出産後の子育てについて気軽に相談できる先】
(相談できる人や場所がある・あると回答した人のみ)



これまでに困ったこと、現在困っていることでは、「妊婦同士の交流の場が身近にない・少ない」、「健診や出産にかかる費用など経済的負担が大きい」の割合が高くなっています。

(複数回答)

理由	割合
妊娠や出産についての情報や知識が入手しにくい	4.5%
妊娠や出産についての相談相手が身近にいない	4.5%
妊婦同士の交流の場が身近にない・少ない	27.3%
子育てについての情報や知識が入手しにくい	9.1%
子育てについての相談相手が身近にいない	0.0%
家事・育児の協力者がいない	4.5%
上の子どもをみてくれる人がいない	4.5%
健診や出産にかかる費用など経済的負担が大きい	22.7%
その他	18.2%
特にない	45.5%
無回答	4.5%

(n=22)

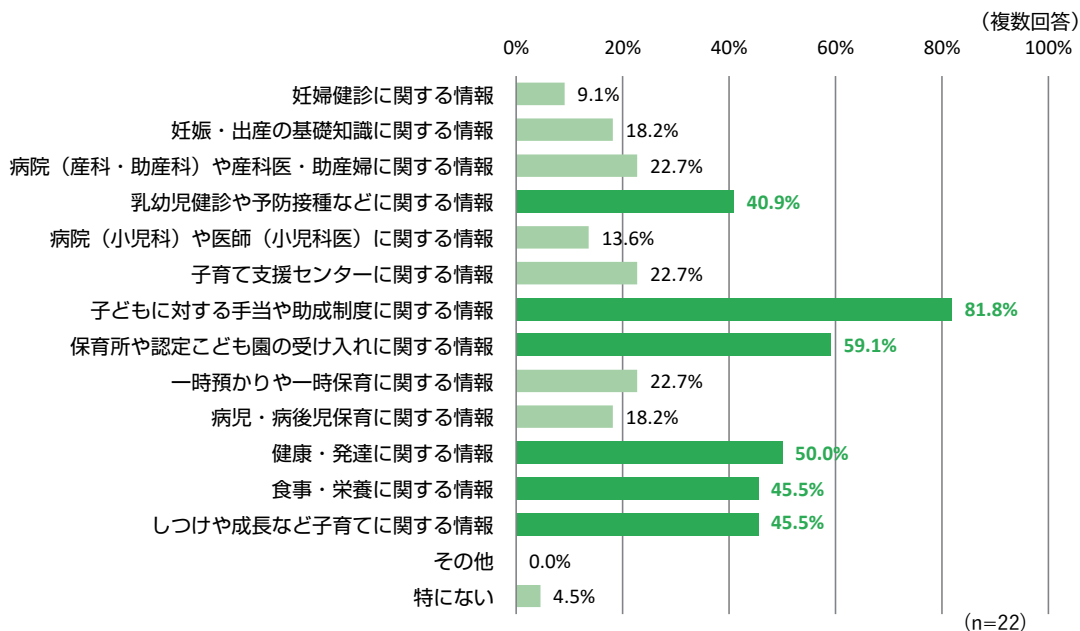
「妊娠や出産に関する情報」については、得ることができていないと回答した人はいませんでしたが、「出産後の子育てに関する情報」をあまり得ることができていないと回答した人が約2割あり、妊娠中の段階から子育てに関する情報の提供をさらに充実させていくことが求められます。

Category	Can obtain (dark pink)	Can obtain somewhat (light pink)	Don't know (green)	Cannot obtain (light blue)	Cannot obtain at all (dark blue)
妊娠や出産に関する情報(n=22)	27.3%	68.2%	4.5%	0.0%	0.0%
出産後の子育てに関する情報(n=22)	22.7%	54.5%	4.5%	18.2%	0.0%

⑤ 妊娠や出産、出産後の子育てについてどのような情報が知りたいか

「子どもに対する手当や助成制度に関する情報」が約 8 割と突出して高く、「保育所や認定こども園の受け入れに関する情報」が約 6 割で続き、その他では「健康・発達に関する情報」、「食事・栄養に関する情報」、「しつけや成長など子育てに関する情報」、「乳幼児健診や予防接種などに関する情報」を知りたいと回答した人の割合が高くなっています。

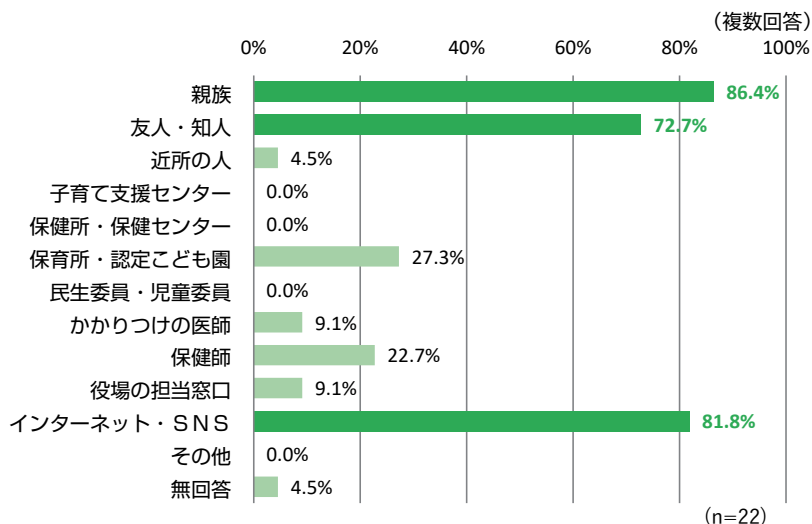
【妊娠や出産、出産後の子育てについてどのような情報が知りたいか】



⑥ 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、「友人・知人」が最も高く、「親族」、「インターネット・SNS」と続いています。一方、「役場やその他の行政機関」、「町のホームページや広報紙」はいずれも 1 割未満となっており、行政からの情報提供のあり方に課題があることがうかがえます。

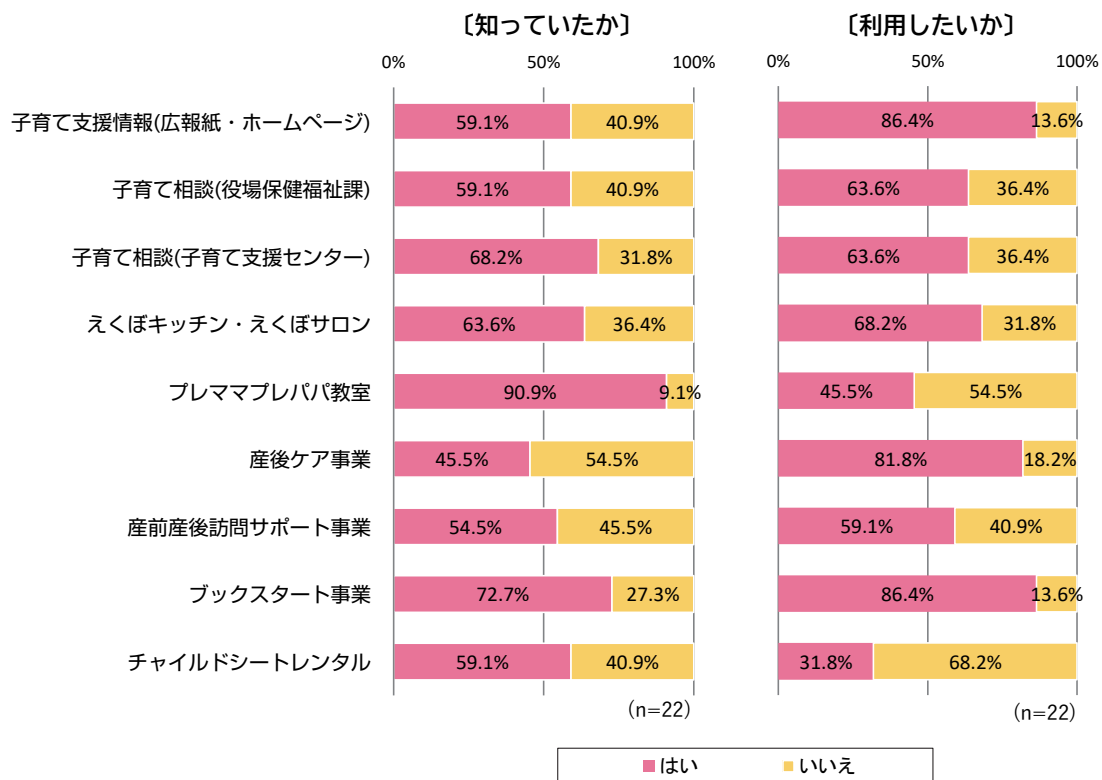
【子育てに関する情報の入手先】



⑦ 子育て支援に関する各種サービスの認知度・利用希望について

「産後ケア事業」、「産前産後訪問サポート」といった妊婦の産前や産後のサポートを行う事業の認知度が低い状況です。「産後ケア事業」については、認知度は低いものの利用意向は高くなっており、事業の周知が求められています。

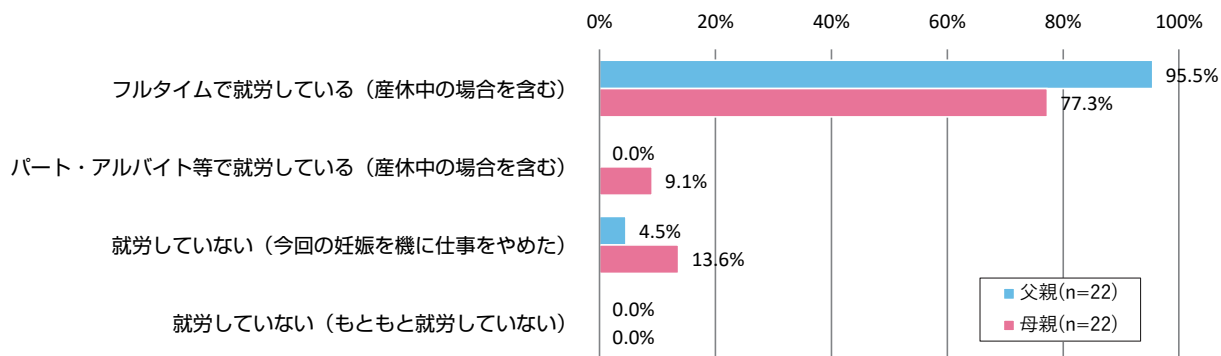
【子育て支援に関する各種サービスの認知度・利用経験・満足度・今後の利用希望】



⑧ 就労状況

父親はフルタイム勤務が9割以上となっており、母親はフルタイムが約8割、パート・アルバイト等、未就労がそれぞれ約1割となっています。

【就労の状況】

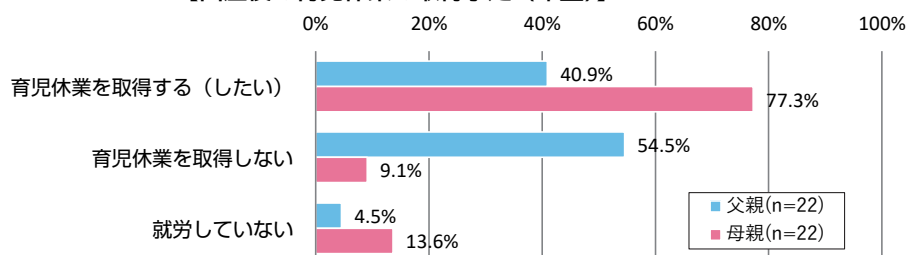


⑨ 育児休業の取得予定

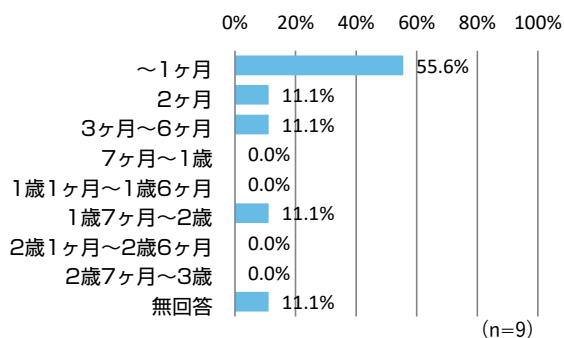
母親は8割近くが取得予定（希望）であるのに対し、父親は約4割にとどまっており、取得期間の予定（希望）も1ヶ月までの短期間の人が多い状況です。

また、父親の育児休業を取得しない理由は、「配偶者が育児休業を取得する」のほか、「仕事が忙しい」、「収入減となり、経済的に厳しくなる」などが挙げられています。

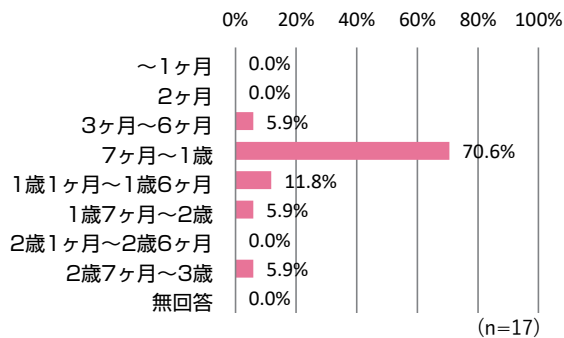
【出産後の育児休業の取得予定（希望）】



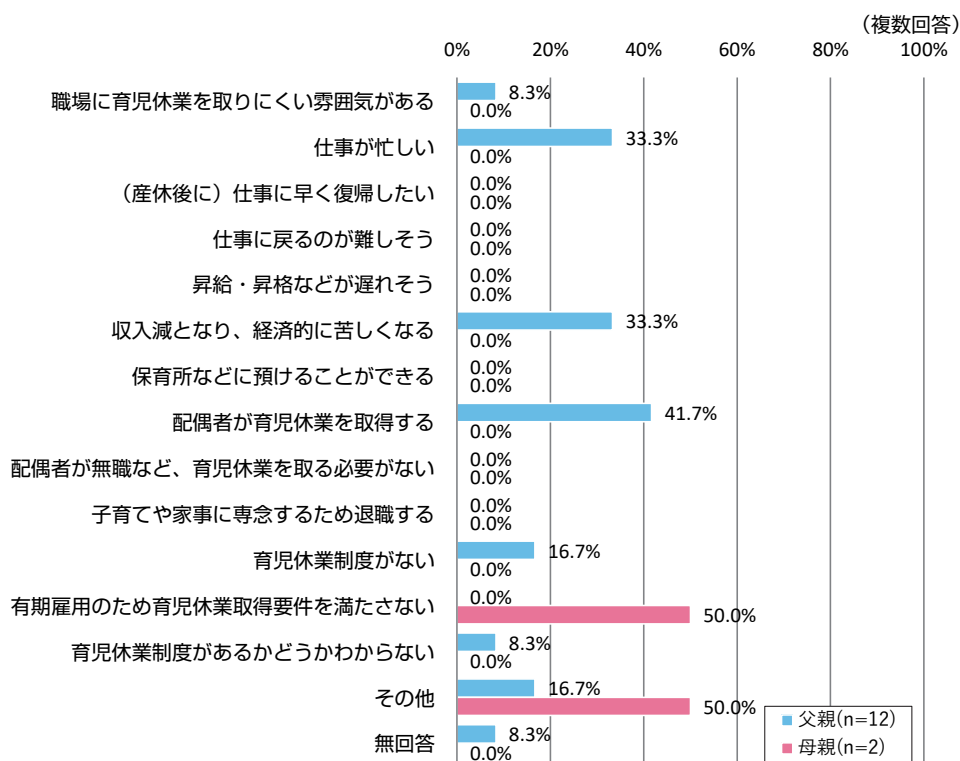
【父親の育児休業の取得予定期間（取得終了時の子の年齢）】
（育児休業を取得する予定（希望）の人のみ）



【母親の育児休業の取得予定期間（取得終了時の子の年齢）】
（育児休業を取得する予定（希望）の人のみ）

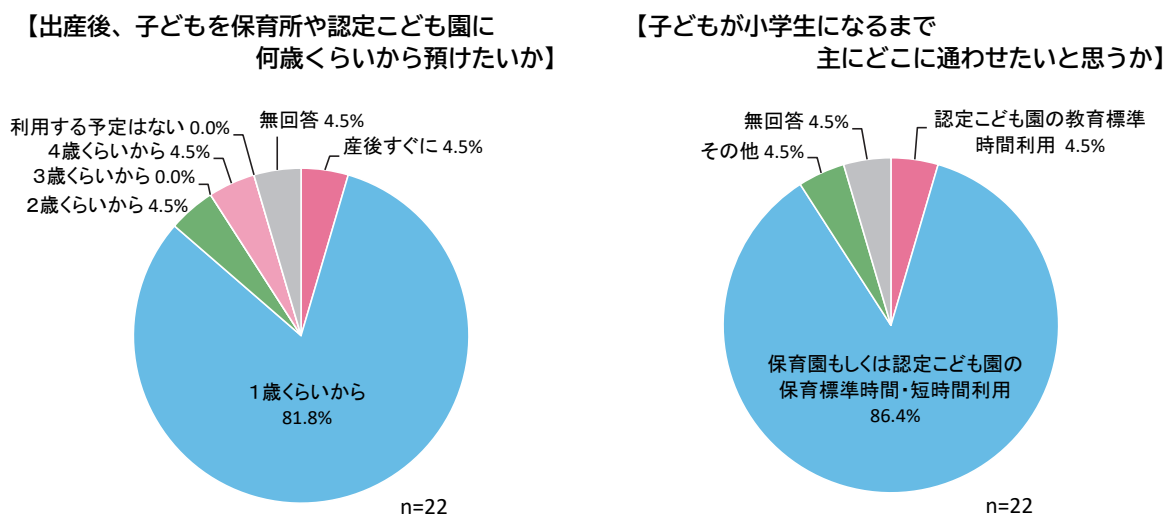


【育児休業を取得しない理由】
（育児休業を取得しない人のみ）



⑩ 出産後の子どもの教育・保育事業の利用希望について

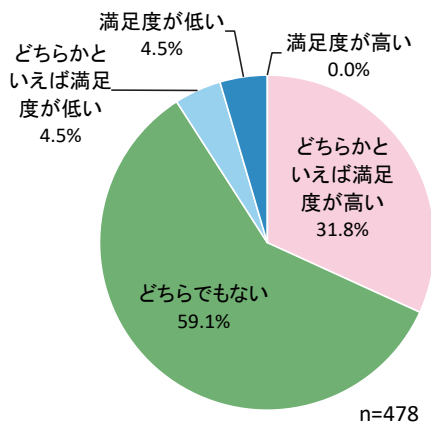
出産後の子どもの教育・保育事業の利用希望については、「1 歳くらいから」「保育園もしくは認定こども園の保育標準時間・短時間利用」を希望している人が多い状況となっています。



⑪ 隠岐の島町の子ども・子育て支援の取り組みに対する満足度

町の子ども・子育て支援の取り組みに対する満足度は、「どちらでもない」が約 6 割で最も多くなっていますが、満足度が低いと回答した人の割合はそこまで高くなく、約 3 分の 1 の人が「どちらかといえば満足度が高い」と回答しています。

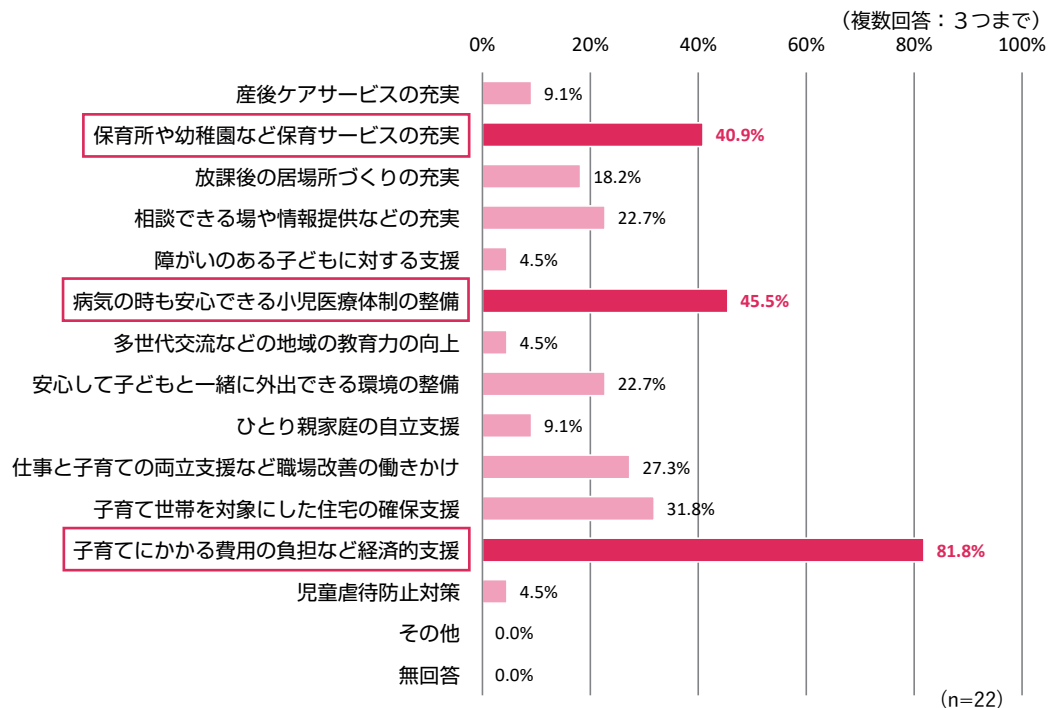
【隠岐の島町の子育て支援の取り組みに対する満足度】



⑫ 町として重点的に取り組むべき施策

今後、町として重点的に取り組む必要性が高いと思う施策は、「子育てにかかる費用の負担など経済的支援」が81.8%と突出して高く、次いで「病気の時も安心できる小児医療体制の整備」、「保育所や幼稚園など保育サービスの充実」といった項目が上位を占めています。

【隠岐の島町において重点的に取り組む必要性が高いと思う施策】



4. 計画の基本方針

4-1. 基本理念

子ども・子育て支援法に明記されているとおり、子育てについての第一義的な責任は、父母及びその他保護者が有するという基本的認識に基づいた上で、身近な地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、いわゆる「親育ち」の過程を支援し、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すことを基本理念とします。

4-2. 基本目標・取り組み方針

本計画の基本目標・取り組み方針は、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図っていくため、第1期、第2期子ども・子育て支援事業計画で掲げてきたものを継承し、以下の通りとします。

基本目標

子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援 隠岐の島

取り組み方針

① 教育・保育提供体制の確保

教育・保育施設の利用状況や保護者のニーズをふまえ、全ての保護者の希望に沿う形で教育・保育事業の提供が確保されるよう、定員の見直し等を含め体制を整備します。

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

各事業の利用状況や利用対象者のニーズ等をふまえ、必要量の提供体制を確保するとともに、提供するサービスの質や利用者の利便性の向上など、内容のさらなる充実をめざします。

5. 施策の展開

少子高齢化、核家族化、価値観の多様化及びデジタル化等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中であっても、子どもを取り巻く全ての人々が子育てについての関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら連携することで、子どもが健やかに生まれ育成される体制・環境・まちづくりを進めます。

(1) 安心して子育てできる体制（地域）づくり

安心して子育てができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室等、子供の居場所づくりの充実や経済的支援を実施します。

子育てに関する不安や孤立感を緩和するよう、保育所や子育て支援センターでの育児相談や支援を行います。また、ひとり親家庭に対し相談体制の充実や関係機関との連携を図ります。

子育てに関する各種情報・教室の案内等を、広報やお知らせ便、ホームページだけでなく、デジタルを活用し分かりやすく的確に提供するように努めます。

(2) 健やかに産み育てる環境づくり

安心安全な妊娠出産ができるよう体制の確保と経済的な支援を継続して実施します。

新生児訪問や健診の機会を通じて、育児不安や発達に関する相談・助言を行うとともに、虐待防止、療育支援等に関係機関の協力を得て取り組みます。

健診、歯科教室等を通じて、子どもや家庭が正しい生活習慣を身につけることができるよう支援します。

児童期・思春期の子どもに対しては、学校、関係機関と連携し、性教育、飲酒喫煙防止、薬物乱用防止等を実施し、環境づくりのため地域への啓発活動を行います。

(3) 健やかに成長できる教育環境づくり

次世代を担う子ども達が、生涯を生き抜いていく力を育むために、学力や知識・技能だけでなく、ふるさとに誇りを持つ子どもになってもらうため、地域の豊かな資源を活用した「ふるさと教育」に取り組みます。

障がいのある子どもや家庭に対して、健診の機会や保育所との連携により、早期発見や相談支援を行います。療育については、子どもの発達段階に応じた保育や教育の充実のため、チームによる支援を実施するとともに、養護学校等関係機関の協力を得て個別・集団で対応します。

世代間交流や公民館活動等の社会教育を通じて、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

(4) 安心安全なまちづくり

子どもだけでなくすべての市民が安全で利用しやすい、公園や歩道等の公共施設の整備に努め、安心して利用できるよう維持管理を行います。

子どもが犯罪や事故にあわないよう、交通安全や防犯意識の高揚、交通マナーの向上を図るため、警察、保育所、学校、自治会、民間団体等と連携し、地域ぐるみで犯罪の起きにくいまちづくりに努めます。

(5) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

安心して子どもを預けることができるよう、保育環境の整備はもとより、延長保育や一時保育等の保育サービスを提供します。

育児休業や子どもの看護休暇等が取得しやすい、子育てに優しい就労環境の実現のため、企業に対し情報提供や啓発を行い、企業による子育て支援の取り組みを促進し、男性が家事や育児の知識や技術を身につけられるよう、教室や講座を開催します。

男女共同参画社会づくりに向け、男女が共に家庭における役割を担うことの意識啓発に取り組めます。

6. 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業について、教育・保育の提供区域を設定した上で、令和7年度から令和11年度までの5年間の「量の見込み」及びそれに対する「確保方策」を定めます。

6-1. 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたり、教育・保育を提供する単位として「教育・保育提供区域」を定めることとしています。

本町では、地理的に条件や人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況や保育所等の整備状況等を総合的に勘案し、「町全域」を1区域として教育・保育提供区域に定めます。

6-2. 教育・保育施設等の量の見込みと確保方策

【認定区分について】

子ども・子育て支援法では、子どもの年齢や保育の必要性によって、以下の区分に分けて認定を行うこととなっており、この区分ごとに量の見込みと確保方策の設定を行います。

認定区分	対象年齢	内容	利用施設
1号認定	3～5歳	教育を希望し、保育の必要がない場合	幼稚園 認定こども園(教育)
2号認定①	3～5歳	保育の必要な事由に該当するが、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(保育)
2号認定②	3～5歳	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園(保育)
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園(保育) 特定地域型保育事業※

※特定地域型保育事業：以下の4種類の保育事業（本町での該当はありません）

1. 小規模保育事業：小規模な施設で、6～19人までの保育を実施する事業
2. 家庭的保育事業：家庭的保育者(保育ママ)の居宅等で家庭的な雰囲気のもと、3～5人を対象にきめ細かな保育を実施する事業
3. 事業所内保育事業：事業所が従業員の児童を対象に開設した保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを対象とした保育を実施する事業
4. 居宅訪問型保育事業：利用者の自宅に家庭的保育者を派遣し、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する事業

(1) 1号認定(3～5歳：教育希望)

【第2期計画の状況】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	14	13	5	6	6
②確保方策	20	20	20	20	20
③利用数	6	5	5	4	1
④過不足(②-③)	14	15	15	16	19

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画の見込み量と確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- 引き続き、原田認定こども園（教育利用）にて必要量を確保します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	6	6	6	5	5
②確保方策	20	20	20	20	20
③過不足(②-①)	14	14	14	15	15

(2) 2号認定①(3～5歳：保育の必要な事由に該当するが教育希望)

【第2期計画の状況】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③利用数	0	0	0	0	0
④過不足(②-③)	0	0	0	0	0

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画の見込み量と確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- 本町におけるニーズはないため、確保方策の設定は行いません。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 2号認定②（3～5歳：保育希望）

【第2期計画の状況】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	297	290	293	273	274
②確保方策	356	356	356	356	356
③利用数	211	301	292	268	247
④過不足（②－③）	145	55	64	88	109

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画の見込み量と確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- 引き続き、町内の各保育園及び原田認定こども園（保育利用）にて必要量を確保します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	227	230	217	202	201
②確保方策	286	286	286	286	286
③過不足（②－①）	59	56	69	84	85

(4) 3号認定（0～2歳：保育希望）

【第2期計画の状況】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	222	223	230	196	192
②確保方策	244	244	244	244	244
③利用数	257	242	225	228	200
④過不足（②－③）	▲ 13	2	19	16	44

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画の見込み量と確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- 引き続き、町内の各保育園及び原田認定こども園（保育利用）にて必要量を確保します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	206	201	198	198	198
②確保方策	214	214	214	214	214
③過不足（②－①）	8	13	16	16	16

6-2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【地域子ども・子育て支援事業について】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

令和4年児童福祉法改正により(15)～(17)の3事業が、令和6年子ども・子育て支援法改正により(18)～(20)の3事業が新たに創設され、以下の20の事業が対象事業となっています。

事業名	令和7年度における 本町での実施の有無
(1) 利用者支援事業	実施
(2) 時間外保育事業（延長保育）	実施
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	実施
(4) 子育て短期支援事業 （短期入所生活援助事業(ショートステイ)・夜間養護等事業(トワイライトステイ)）	未実施
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	実施
(6) 養育支援訪問事業	実施
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	実施
(8) 一時預かり事業	実施
(9) 病児・病後児保育事業	実施
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	休止中
(11) 妊婦健康診査	実施
(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	未実施
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	未実施
(15) 子育て世帯訪問支援事業	未実施
(16) 児童育成支援拠点事業	未実施
(17) 親子関係形成支援事業	未実施
(18) 妊婦等包括相談支援事業	実施
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	－ (令和8年度より実施)
(20) 産後ケア事業	実施

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【第2期計画の状況】

- 役場保健福祉課の子ども・子育て担当窓口において実施しました。また、全ての保育所・認定こども園及び子育て支援センターにおいて、随時子育てに関する情報提供や相談等を行ったほか、妊婦・乳幼児健康診査等においても情報提供や相談等を実施しました。

[単位：箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見 込 み 量	1	1	1	1	1
② 確 保 方 策	1	1	1	1	1
③ 実 績 値	1	1	1	1	1
④ 過不足（②－③）	0	0	0	0	0

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 町全域を対象に利用ニーズに対応できる箇所数を想定し、算出。

〈確保方策〉

- 引き続き、役場保健福祉課の子ども・子育て担当窓口において実施するとともに、保育所・認定こども園、子育て支援センター、妊婦・乳幼児健康診査の場においても情報提供や相談等を実施します。
- 隠岐の島町こども家庭センター（令和8年度設置予定）設置後はこども家庭センターにおいて実施します。

[単位：箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
② 確 保 方 策	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用時間以外での保育を実施する事業です。

【第2期計画の状況】

- 通常保育時間以降の保育ニーズに対応するため、全ての保育所・認定こども園(保育利用)の開所時間を19時までとする延長保育を実施しました。

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見 込 み 量	59	58	59	61	61
② 確 保 方 策	59	58	59	61	61
③ 実 績 値	173	147	132	129	115
④ 過不足（②－③）	▲ 114	▲ 89	▲ 73	▲ 68	▲ 54

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 第2期計画の実績と第3期計画期間の保育認定の見込み量をもとに算出。

〈確保方策〉

- 引き続き、全ての保育所・認定こども園（保育利用）において、開所時間を19時までとする延長保育を実施することにより、必要量を提供できる体制を確保します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	122	122	117	113	113
② 確 保 方 策	122	122	117	113	113
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に安心・安全な居場所を確保し、放課後の体験・交流活動等を通じて、児童の健全な育成を図る事業です。

【第2期計画の状況】

- 全ての保育所・認定こ
- ども園において実施するとともに、令和5年度からは子育て交流センターにおいても実施しました。

[単位：人]

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	低学年	高学年		低学年	高学年		低学年	高学年		低学年	高学年		低学年	高学年	
①見込み量	94	70	24	96	71	25	93	68	25	67	57	10	67	57	10
②確保方策	94	70	24	96	71	25	93	68	25	67	57	10	67	57	10
③実績値	81	81	0	84	84	0	96	90	6	78	72	6	96	96	0
④過不足(②-③)	13	▲11	0	12	▲13	25	▲3	▲22	19	▲11	▲15	4	▲29	▲39	10

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 第2期計画の実績と第3期計画期間の推計児童数をもとに算出。

〈確保方策〉

- 引き続き、全ての保育所・認定こども園、子育て交流センターにおいて実施することにより、必要量を提供できる体制を確保します。
- あわせて、受入体制の維持・拡充に向け、事業の提供体制について各関係機関と協議検討を行うとともに、放課後子ども教室など放課後児童クラブ以外の放課後の居場所づくり等についても検討を進めます。

[単位：人]

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	低学年	高学年		低学年	高学年		低学年	高学年		低学年	高学年		低学年	高学年	
①見込み量	82	77	5	73	69	4	67	63	4	63	59	4	64	60	4
②確保方策	82	77	5	73	69	4	67	63	4	63	59	4	64	60	4
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業

①短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

②夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等において一定期間子ども及び保護者を預かる事業です。

【第2期計画の状況】

- 見込み量をゼロとし、事業は実施していません。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法をふまえた独自手法にて算出。

〈確保方策〉

- 見込み量がわずかであることから、現時点では確保方策の設定を行わず、状況に応じ実施について検討を行います。

①短期入所生活援助事業（ショートステイ）

[単位：人日/年]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	32	32	31	29	29
就学前	27	27	26	25	25
就学後（小学生）	5	5	5	4	4
② 確 保 方 策	0	0	0	0	0
③ 過不足（②－①）	▲ 32	▲ 32	▲ 31	▲ 29	▲ 29

②夜間養護等事業（トワイライトステイ）

[単位：人日/年]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	6	6	6	6	6
就学前	5	5	5	5	5
就学後（小学生）	1	1	1	1	1
② 確 保 方 策	0	0	0	0	0
③ 過不足（②－①）	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【第2期計画の状況】

- 役場保健福祉課にて、3人の保健師により事業を実施しました。

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見 込 み 量	110	110	110	110	110
② 確 保 方 策	110	110	110	110	110
③ 実 績 値	86	85	70	76	20
出生数（参考）	86	85	73	77	25
④ 過不足（②－③）	24	25	40	34	90

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 各年度（翌年度）の推計0歳人口をもとに算出。

〈確保方策〉

- 現行の体制にて引き続き全戸訪問を実施します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	70	70	70	70	70
② 確 保 方 策	70	70	70	70	70
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0
確 保 体 制	・実施体制：3人（保健師） ・実施機関：隠岐の島町保健福祉課子育て世代包括支援係（直営）				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【第2期計画の状況】

- 見込み量、確保方策は設定しておらず、実施実績也没有ありません。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 見込み量の算出は行いません。

〈確保方策〉

- 確保方策は設定せず、必要に応じ役場保健福祉課の保健師により事業を行います。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)
② 確 保 方 策	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)
③ 過不足 (②－①)	－	－	－	－	－
確 保 体 制	・実施体制：3人（保健師） ・実施機関：隠岐の島町保健福祉課子育て世代包括支援係（直営）				

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【第2期計画の状況】

- 地域子育て支援センター「カンガルー」(週5日:月～金)及び子育て支援センター「さんさん」(週3日:月・水・土)にて事業を実施しました。

[単位：人回/月(1日換算は人回/月を20日で除した数)、箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み量(人回/月)	460	461	475	245	245
① 見込み量(1日換算)	23	23	24	12	12
② 確保方策(箇所)	2	2	2	2	2
③ 実績値 (箇所)	2	2	2	2	2
④ 実績値 _(のべ利用者数:人回/月)	251	227	139	354	301
カンガルー	130	85	47	200	201
さんさん	121	142	92	154	100
⑤ 過不足 (②－③)	0	0	0	0	0

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- 現行の体制にて引き続き事業を実施するとともに、内容のさらなる充実を図ります。

[単位：人回/月(1日換算は人回/月を20日で除した数)、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人回/月)	174	172	170	169	169
① 見込み量(1日換算)	9	9	9	8	8
② 確保方策(箇所)	2	2	2	2	2

(8) 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【第2期計画の状況】

- 全ての保育所・認定こども園において一時預かりを実施しました。

[単位：人日/年(1日換算は人日/年を300で除した数、箇所)]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み量(人日/年)	557	550	561	574	575
① 見込み量(1日換算)	2	2	2	2	2
② 確保方策(箇所)	9	9	9	9	9
幼稚園型	1	1	1	1	1
幼稚園型以外	8	8	8	8	8
③ 実績値(箇所)	9	9	9	9	9
幼稚園型	1	1	1	1	1
幼稚園型以外	8	8	8	8	8
④ 実績値(のべ利用者数：人日/年)	570	472	195	118	95
幼稚園型	34	17	11	1	0
幼稚園型以外	536	455	184	117	95
⑤ 過不足(②-③)	0	0	0	0	0

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ニーズ調査の結果をもとに、国の算出手法にて算出(幼稚園型)
- ニーズ調査の結果をもとに、国の算出方法をふまえた独自手法にて算出(幼稚園型以外)

〈確保方策〉

- 引き続き、全ての保育所・認定こども園において、一時預かりを実施することにより、必要量を提供できる体制を確保します。

[単位：人日/年、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人日/年)	484	479	473	468	468
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	484	479	473	468	468
② 確保方策(箇所)	9	9	9	9	9
幼稚園型	1	1	1	1	1
幼稚園型以外	8	8	8	8	8

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【第2期計画の状況】

- 隠岐共生学園第二保育所において病後児保育を実施しました。

[単位：人日/年]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見 込 み 量	584	577	588	106	106
② 確 保 方 策	584	577	588	106	106
③ 実 績 値	111	94	53	96	85
④ 過不足 (②－③)	473	483	535	10	21

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ニーズ調査の結果をもとに、国の算出手法をふまえた独自手法にて算出。

〈確保方策〉

- 引き続き、利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

[単位：人日/年、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人日/年)	215	211	202	195	192
就学前	173	173	167	161	160
就学後(小学生)	42	38	35	34	32
② 確保方策(人日/年)	215	211	202	195	192
就学前	173	173	167	161	160
就学後(小学生)	42	38	35	34	32
③ 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
④ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【第2期計画の状況】

- 援助を行うことを希望する人がいないことから、第1期計画期間中の平成31年4月に事業を休止しました。第2期計画では見込み量をゼロとし、事業は実施していません。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ニーズ調査の結果をもとに、国の算出手法をふまえた独自手法にて算出。

〈確保方策〉

- 現時点では確保方策の設定を行わず、状況に応じ事業再開の検討を行います。

〔就学前児童対象〕

〔単位：人日/年、箇所〕

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人日/年)	128	128	123	119	118
② 確保方策(人日/年)	0	0	0	0	0
③ 確保方策(箇所)	0	0	0	0	0
④ 過不足(②－①)	▲ 128	▲ 128	▲ 123	▲ 119	▲ 118

〔就学後(小学生)児童対象〕

〔単位：人日/週、箇所〕

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人日/週)	38	35	36	34	32
低学年	17	16	18	17	16
高学年	21	19	18	17	16
② 確保方策(人日/週)	0	0	0	0	0
③ 確保方策(箇所)	0	0	0	0	0
④ 過不足(②－①)	▲ 38	▲ 35	▲ 36	▲ 34	▲ 32

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【第2期計画の状況】

- 各医療機関において実施するとともに、受診する健康診査にかかる検査費用の助成を実施しました。

[単位：人、回]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量(対象者数)	110	110	110	85	85
②見込み量(健診回数)	1,540	1,540	1,540	1,190	1,190
③実績値(人数)	76	91	73	71	36
④実績値(健診回数)	1,064	1,274	1,022	994	504
⑤過不足(①－③)	34	19	37	14	49
⑥過不足(②－④)	476	266	518	196	686

※令和6年度の実績値は令和6年8月末時点

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 各年度(翌年度)の推計0歳人口をもとに算出。

〈確保方策〉

- 現行の体制にて引き続き事業を実施します。

[単位：人、回]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(人数)	70	70	70	70	72
②見込み量(回数)	980	980	980	980	1,008
③確保方策(人数)	70	70	70	70	72
④確保方策(回数)	980	980	980	980	1,008
⑤過不足(③－①)	0	0	0	0	0
⑥過不足(④－②)	0	0	0	0	0
確 保 体 制	・実施場所：各医療機関 ・検査項目：血液検査、超音波検査等、国が定める基本的な妊婦健康診査項目 ・実施時期：妊娠12～39週まで				

(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【第2期計画の状況】

- 隠岐の島町要保護児童対策地域協議会を設置し、協議会を年1回、実務者会議を年3回実施し、関係機関間の情報共有をはじめとする虐待防止等に向けた取組を実施しました。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 見込み量の算出は行いません。

〈確保方策〉

- 引き続き隠岐の島町要保護児童対策地域協議会及び実務者会議を開催するとともに、研修受講等により調整機関職員の専門性の向上に努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【第2期計画の状況】

- 計画、実績ともにありません。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 見込み量の算出は行いません。

〈確保方策〉

- 本町での実施予定はありません。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【第2期計画の状況】

- 計画、実績ともにありません。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 見込み量の算出は行いません。

〈確保方策〉

- 本町での実施予定はありません。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和6年4月1日施行))

【第2期計画の状況】

- 計画、実績ともにありません。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- 現時点での見込み量がゼロのため確保方策は設定しませんが、必要に応じて事業の実施を検討します。

[単位：人日/年]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(延べ人数)	0	0	0	0	0
② 確保方策(延べ人数)	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和6年4月1日施行))

【第2期計画の状況】

- 計画、実績ともにありません。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- 現時点での見込み量がゼロのため確保方策は設定しませんが、必要に応じて事業の実施を検討します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(実人数)	0	0	0	0	0
② 確保方策(実人数)	0	0	0	0	0

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和6年4月1日施行))

【第2期計画の状況】

- 計画、実績ともにありません。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- 現時点での見込み量がゼロのため確保方策は設定しませんが、必要に応じて事業の実施を検討します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(実人数)	0	0	0	0	0
② 確保方策(実人数)	0	0	0	0	0

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和7年4月1日施行))

【第2期計画の状況】

- 前身となる伴走型相談支援事業が令和5年1月に制度化されたことに伴い、当該事業を役場保健福祉課にて令和4年度から実施しています。

[単位：回/年]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(面談回数)	—	—	116	146	93

※令和6年度の実績値は令和6年12月末時点

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 国の算出手法にて算出（妊婦数は各年度(翌年度)の推計0歳人口により算出）

〈確保方策〉

- 役場保健福祉課にて事業を実施することにより、提供体制を確保します。

[単位：回/年]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(面談回数)	210 (妊婦70人×3回)	210 (妊婦70人×3回)	210 (妊婦70人×3回)	210 (妊婦70人×3回)	216 (妊婦72人×3回)
② 確保方策(面談回数)	210	210	210	210	216
直営	210	210	210	210	216
業務委託	0	0	0	0	0
確 保 体 制	・実施主体：隠岐の島町保健福祉課子育て世代包括支援係（直営）				

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

満3歳未満の未就園の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

（令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加（令和8年4月1日施行））

【第2期計画の状況】

- 新規事業のため計画、実績ともにありません。

【第3期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 国の算出手法をふまえた独自手法により算出。

〈確保方策〉

- 令和8年度からの事業実施に向け、見込み量に対する提供体制を確保すべく実施体制を構築していきます。

[単位：時間/月]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(延べ時間)	540	540	540	540	540
0歳児	320	320	320	320	320
1歳児	180	180	180	180	180
2歳児	40	40	40	40	40
② 確保方策(延べ時間)	—	540	540	540	540
0歳児	—	320	320	320	320
1歳児	—	180	180	180	180
2歳児	—	40	40	40	40

(20) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する事業です。(利用期間は原則 7 日以内)

(令和 6 年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和 7 年 4 月 1 日施行))

【第 2 期計画の状況】

- 令和元年母子保健法改正により、令和 3 年度から役場保健福祉課にて、利用希望者宅に在宅の助産師が訪問するアウトリーチ型(訪問型)の事業を実施していますが、これまでの利用実績はありません。

【第 3 期計画期間の見込み量・確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- 過去の実績をもとに算出。

〈確保方策〉

- 過去の実績をもとに見込み量を算出しているため、現時点での見込み量はゼロとなっていますが、引き続きアウトリーチ型(訪問型)の事業を継続するとともに、必要に応じてデイサービス型(通所型)、宿泊型の事業についても実施を検討します。

[単位：人日/年、箇所]

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 見込み量(延べ人数)	0	0	0	0	0
② 確保方策(延べ人数)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)
③ 確保方策(実施箇所)	1	1	1	1	1
確 保 体 制	・実施種別：アウトリーチ型(訪問型) ・実施機関：隠岐の島町保健福祉課子育て世代包括支援係				

7. 子ども・子育て支援の推進に向けて

子ども・子育て支援は、地域や社会の仕組み全体と大きく関わりを持っています。隠岐の島町では、「家庭」、「地域」、「事業所等」、「行政及び保育、教育、子ども・子育て支援事業の実施主体」それぞれが自らの役割を果たすだけでなく、それぞれの役割を社会全体で認識できるよう周知に努め、必要に応じて各主体と連携・協働し、お互いの役割を補完し合うことで、子ども・子育て支援を着実に推進していきます。

(1) 家庭の役割

家庭は、子育て・教育の基本の場であり、子どもが生まれ育つ上で最も重要な役割を担っています。保護者は子育てについての第一義的な責任を有しているということを十分に認識し、子どもを含めた家族それぞれが、家庭生活における責任を分かち合い、分担・協力しながら家庭機能の充実に努めていく必要があります。

また、保護者は子どもを一人の人格をもった主体として尊重しながら、「子どもの最善の利益」を実現する観点をもって、子育てを行っていくことが求められます。

(2) 地域の役割

地域は、家庭を支える最も身近な場であり、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合い、地域が一体となって子育て支援に努めていくことが求められます。

地域全体で子育てを支えることを通じて保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、また、子どもが地域の人々との交流を通じて健全に成長できるよう、近隣同士のつながりをより一層深めるとともに、自治会をはじめとする地域の各種組織が連携し、積極的に子育て支援に関わっていくことが求められます。

(3) 事業所等の役割

事業所等は、子どもをもつ従業員が、男女を問わず仕事と子育てが両立できる環境づくりをより一層進めていくことが求められます。

そのためには、育児休業や子どもが病気の際の休暇がとりやすい環境づくり、育児休業後の短時間勤務制度の定着など、ワーク・ライフ・バランス（家庭と生活の調和）がとれる職場環境づくりを進めるとともに、働く全ての人の子育ての社会的意義を認識し、子育て中の従業員に対する理解や協力が進むような働きかけが求められます。

(4) 行政及び保育、教育、子ども・子育て支援事業の実施主体の役割

行政及び保育、教育、子ども・子育て支援事業の実施主体は、庁内関係部署及び関係機関等と連携しながら、申込状況や保護者の多様なライフスタイルに寄り添った保育・教育の場の提供、利用状況や利用対象者のニーズをふまえた子ども・子育て支援事業の展開、出産・子育てに関する情報提供や各種相談、子育て世帯に対する経済的支援など、子ども及びその保護者が必要とするサービスを提供できる体制を整備することが求められます。

資料編

(1) 隠岐の島町子ども・子育て会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、隠岐の島町における子ども・子育て支援に係る効果的、かつ、効率的な施策を実施するに当たり、関係者から意見を聴取するため設置する隠岐の島町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は委員8人以内で構成し、委員は次の各号に該当する者の中から町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援事業に従事する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 行政機関職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、任期中に欠員が生じた場合は、前条に掲げる区分によって委員を補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会議を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、その議長となる。

(報償費及び費用弁償)

第7条 会議の委員に報償費及び費用弁償を支給することができる。

- 2 報償費及び費用弁償の額並びにその支給方法は、隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年隠岐の島町条例第44号)を準用する。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、児童福祉所管課に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行後、最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和2年度末までとする。

(2) 隠岐の島町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日（設置要綱による）

委員氏名	所属団体・職名	設置要綱
吉田 輝美	隠岐の島町保育研究会・会長 （双葉保育園 園長）	第3条1号委員 子ども・子育て支援事業に従事する者
名越 絵美	隠岐の島町保育研究会・私立保育施設長 （隠岐共生学園第一保育所 所長）	第3条1号委員 子ども・子育て支援事業に従事する者
角脇 泰子	隠岐の島町保育研究会・公立保育施設長 （下西保育所 所長）	第3条1号委員 子ども・子育て支援事業に従事する者
宇野 陽子	島後小中学校長会・小学校校長 （北小学校 校長）	第3条2号委員 識見を有する者
吉崎 英一郎	島後PTA連合会・副会長 （西郷小学校 PTA会長）	第3条2号委員 識見を有する者
家島 洋子	隠岐の島町保健福祉課 （子育て世代包括支援係 課長補佐）	第3条3号委員 行政機関職員
古木 真紀子	隠岐の島町教育委員会 （社会教育係 社会教育主事）	第3条3号委員 行政機関職員

(3) 計画の策定経過

① 隠岐の島町子ども・子育て会議の開催状況

回	開催日	内 容
第 1 回	令和 6 年 11 月 12 日（火）	● 第 3 期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画の策定について ● 隠岐の島町の子ども・子育てをとりまく現状とニーズ調査結果の概要について ● 第 2 期計画(現行計画)に基づく実施状況と第 3 期計画(新計画)の見込み量・確保方策（案）について
第 2 回	令和 7 年 1 月 8 日（水）	● 第 3 期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ● パブリックコメントの実施について
第 3 回	令和 7 年 3 月	● パブリックコメントの実施結果の報告 ● 第 3 期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画(最終案)について

② パブリックコメントの実施状況

実施期間	内 容
令和 7 年 1 月 27 日（月） ～令和 7 年 2 月 28 日（金）	【対象者】 ・ 町内に住所を有する方 ・ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する方 ・ 町内に存する学校に在学する方 ・ 当該パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方 【公開資料】 ・ 第 3 期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画（案） 【公開場所】 ・ 役場保健福祉課、各支所・中出張所、隠岐の島町図書館の各窓口及び町ホームページ 【周知方法】 ・ 町ホームページ及びお知らせ便に掲載